

令和5年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和5年6月16日(金曜日)

○日時 令和5年6月16日 午前10時00分開会

立崎 聡 一

○場所 議場

松浦 敏 司

○議件

1. 議案第1号 令和5年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第2号 網走市附属機関条例の一部を改
正する条例制定について
3. 議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部
を改正する条例制定について
4. 請願第3号 道教委「これからの高校づくりに
関する指針」を抜本的に見直しす
べての子どもにゆたかな学びを保
障する高校教育を求める意見書提
出についての請願
5. 請願第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負
担率2分の1への復元、「30人以
下学級」の実現など教育予算確保
・拡充と就学保障の実現に向けた
意見書提出についての請願
6. 請願第6号 あばしり子ども未来支援条例の制
定を求める請願
7. 行政視察について

○出席委員(7名)

| | |
|-------|-------|
| 委員 長 | 永本 浩子 |
| 副委員 長 | 村椿 敏章 |
| 委 員 | 金兵 智則 |
| | 栗田 政男 |
| | 里見 哲也 |
| | 古田 純也 |
| | 古都 宣裕 |

○欠席委員(0名)

○議 長 平賀 貴幸

○委員外議員(2名) 深津 晴江
山田 庫司郎

○傍聴議員(4名) 井戸 達也
澤谷 淳子

○説明者

| | |
|----------|--------|
| 副 市 長 | 後藤 利博 |
| 市民環境部長 | 田邊 雄三 |
| 健康福祉部長 | 結城 慎二 |
| 市民活動推進課長 | 田中 靖久 |
| 戸籍保険課長 | 渡邊 眞知子 |
| 戸籍保険課参事 | 小沼 麻紀 |
| 社会福祉課長 | 清杉 利明 |
| 子育て支援課長 | 岩本 純一 |
| 子育て支援課参事 | 東出 信幸 |

.....

| | |
|---------|-------|
| 教 育 長 | 岩永 雅浩 |
| 学校教育部長 | 北村 幸彦 |
| 学校教育部次長 | 大垣 正紀 |
| 社会教育部長 | 吉村 学 |
| 学校教育課長 | 高橋 善彦 |
| スポーツ課長 | 大西 広幸 |

○事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 岩尾 弘敏 |
| 次 長 | 石井 公晶 |
| 総務議事係 | 早瀬 由樹 |

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会
を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案3件、請
願3件について審査し、行政視察についても協議い
たします。

本日の進行ですが、まず市民環境部、健康福祉部
関係分について審査後、理事者入替えを行い、教育
委員会関係分について審査いたします。

その後、請願の審査を行います。

それではまず初めに、議案第4号網走市国民健康
保険条例の一部を改正する条例制定について説明を
求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案資料4号、38ペー
ジを御覧ください。

議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行され、保険料負担の公平性の確保と、中低所得層の保険料負担の軽減を図る賦課限度額が見直されたこと、及び保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準が見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、1点目は、後期高齢者支援金等限度額を22万円に引き上げる改正を行うものであります。

2点目は、被保険者均等割額、及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者である世帯人数に乘じる金額を29万円に引き上げ、2割軽減の基準については、53万5,000円に引き上げるものであります。

新旧対照表は次ページ以降に記載しております。

施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものとしています。

経過措置につきましては、この条例による改正後の第18条の6の12、及び第22条の規定は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものとします。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回は国の保険法施行令の改定によって、この保険料を上げると、限度額を上げることなんですか、一つは保険料収入がこれで増えると思うんですね。実際どれくらい増える予定なんですか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 限度額が22万円に引き上げられたことによりまして、後期高齢者支援分で約705万円の増額を見込んでおります。

○村椿敏章委員 ということは、世帯数は300世帯ほどだということですか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 はい、限度額超過世帯につきましては、改正後で339世帯を見込んでおります。

○村椿敏章委員 これで保険料収入が増えるということなんですか、上げた理由としては保険料の負担の公平性の確保、そして中所得者、低所得者の保険料負担の軽減を図る観点だということなんですか、前回の保険料率か、保険料率の議論をしたと

きにかなり上がるっていう話は聞いたんですが、この軽減をしたということでほかの保険者への軽減というのは難しいですよ、なかなかね。

実際は、保険料収入は、今回料率も上げたことで、どのくらい上がることになるんですか。総体で。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時09分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

ただいまの村椿委員の質問に対する答弁は、現在数字を精査中ですので、次の質問に移っていただきたいと思っております。

○村椿敏章委員 もう一つですね、軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直し、これが5割減額となる方が5,000円上がって、また2割減額の方が1万5,000円ですか、上がるということなんですか、それぞれこれに関わって、何世帯、その後、5割減額が増えるのか、2割減額が増えるのかお示してください。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 新たに減額対象となる世帯は5割軽減で11世帯、2割軽減では9世帯となっております。9世帯が増えるということになっております。

○村椿敏章委員 金額自体がそんなに幅がないので、それほど増えないんだろうなと思いましたが、その程度だということですね。わかりました。

実際、今回の限度額を上げることによって705万円の収入が多くなるということなんですか、実際、中低所得層への保険料負担というのは、それほど変わらないのかなというのがおおよそ予想はつくんですが、やっぱり低所得者、それから中所得者の方々なので、その料金が上がることによってね、収入が減ってくる可能性もあると思うんですけれども、それについてはどう考えていますか。

上がることによって、滞納が増えるのではないのかという心配が考えられるのですが。

○永本浩子委員長 村椿委員。

○村椿敏章委員 すみません、訂正します。

今回のやつでいったら、限度額の部分ですから、総体の議論ではないのかもしれませんが、ただその辺が非常に気になるなということで今話させてもらいました。

そこについては、この中では議論にはならないということですね。

了解です。

あとは、今の国保世帯の料金が非常に高いということなので、ほかのけんぽの保険、協会けんぽから見たらぐっと高い保険料なので、なるべく上がらないように努力してもらいたいなと思っています。

そのためには医療費を減らすということだと思うんですけども、それについてはどのような対応というか、どういうふうを考えていますか。

○永本浩子委員長 ただいまの村椿委員の御質問ですけれども、今回の審議内容とはちょっと外れる部分があるかと思しますので、また一般質問等別の機会でお話ししたいと思います。

○村椿敏章委員 また同じか。はい、そうさせていただきます。

○永本浩子委員長 それでは、先ほど村椿委員の質問に対する答弁をお願いいたします。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 増額につきましては5,261万6,000円増額となります。

○村椿敏章委員 わかりました。

総体でいくと5,261万。705万円が減額された状態、減額じゃない、増えた状態で5,261万円ですから、この339世帯以外の方々でいくと、4,500万円ぐらいの負担が増えるというふうに考えればよろしいということですね。

そこについては理解しました。

以上で終わります。

○永本浩子委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により、大方の賛成により、原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

○村椿敏章委員 私、反対とは言っていないから。

○永本浩子委員長 大丈夫ですか。

失礼いたしました。

それでは、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第1号令和5年度網

走市一般会計補正予算中、消費生活推進事業、消費生活相談事業について説明を求めます。

○田中靖久市民活動推進課長 議案資料1号、19ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算中、市民活動費、消費生活相談事業の補正について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容ですが、北海道消費者行政強化事業補助金を活用し、消費生活に関わる消費生活相談員の相談技術の向上と、消費者問題に対する市民の意識向上を図るほか、特殊詐欺や悪質商法への注意喚起などを行うための事業費を追加補正するものでございます。

経費の内訳につきましては、高齢者ふれあいの家などで開催する、消費者教育出前講座の講師謝礼18万円、特殊詐欺などの啓発チラシ等の作成費82万7,000円、地産地消をテーマとした消費生活出前講座委託料や、消費生活啓発ラジオ番組制作の委託料、合わせて34万2,000円、消費者相談室の相談員4名、国民生活センターなどの主催研修会の研修負担金44万円の合計178万9,000円となっております。

次に、2. 補正額ですが、(1)の歳出予算は、消費生活相談事業に178万9,000円を追加し、補正後の事業費総額は449万9,000円となります。

(2)の歳入予算につきましては、全額北海道からの消費者行政強化事業補助金であります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○里見哲也委員 私は、昨年までの10年くらいこの相談員の仕事をしていましたので、ここに今言われた注意喚起など等ですね、これは被害の防止に必要なことだと思っていますし、それから特殊詐欺の手口、詐欺ばかりではないですけれども、どんどん新しいやり方に変化していますので、この相談員の研修参加、これも必要な費用だと理解します。

ただ1点ちょっと質問なんですけれども、相談員のなり手が不足、募集しても応募がないとか、そういった問題も含めてですね、相談員の待遇の向上、これは予算ばかりではないですけれども、ただ予算的な対応も必要かなというふうに思うときに、その辺り、この補正予算を含めてですね、この相談員の待遇の向上っていうのはどんな現状で考えていらっしゃいますか。

○田中靖久市民活動推進課長 消費者トラブルが複雑多様化している状況でございますので、その問題

解決を図るために、消費者生活相談員の報酬引き上げなどの待遇改善というのは一つの方策というふうを考えてございます。が、今回の補正につきまして、その報酬引き上げ等の経費については、北海道消費者行政強化事業補助金の対象となっております。

その代わりとしまして、そういった相談に対して、相談員の能力向上を図るための研修費については今回補正で対応しているところでございます。

○里見哲也委員 わかりました。

今回、これ補正予算ですから、私が今お話しした要望はちょっと全体の部分もあるのでちょっと失礼いたしました。が、今後の課題かなというふうにも理解しておりますので、ぜひ、専門的な相談をやっぱりしているものですから、そこら辺の待遇の向上ということも今後ちょっと考えていただきたいと思っておりますけれども、今回補正予算につきましては、質問については理解しましたので、以上です。

今後よろしくお願いたします。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 すみません、ちょっと説明いただきたいんですけども、講師の謝礼というので18万円計上されていて、その他にセミナー等の委託料というのがあって、僕の中で委託する中にそういう人たちのものも入っているのかなってというのが、これはちょっと別々なので、これどういう仕組みでなっているのかちょっと御説明願います。

○田中靖久市民活動推進課長 委託料の内訳ということでございますか、一つとして地産地消テーマとした消費者教育出前講座として21万円、こちらはですね、市内コミュニティセンターや住民センターなどで地元の食材を活用した料理教室などを開催して、地産地消の消費教育を行うものとしております。

講座につきましては、1回1万円の委託料として計上して21回を予定しております。

それからですね、もう一つ、ラジオ制作番組、ラジオ制作ということですね、若年層の消費者被害の未然防止や消費者教育の推進を図るため、消費生活をテーマとしたラジオ番組を作成し、FMあばしりで放送しようと考えております。

十分程度の番組を複数作成しまして、今年ですね、去年と昨年同様、秋からですね、冬にかけて放送を予定しております。

そちらが放送の制作費として13万2,000円を計上

しております。

講師の謝礼の報償費の分でございますが、高齢者ふれあいの家や老人クラブで開催します、消費者教育出前講座を実施しまして、謝礼として1万円、1回1万円で18回分を計上してございます。

○古都宣裕委員 消費者講座謝礼とセミナーと別々な事業だというふうな説明だと思うんですけども、それで理解しました。

わかりました。

ありがとうございます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○栗田政男委員 大変いい事業ですし、まだまだ推進していただきたいんですが、この特殊詐欺はどんどん巧妙化して、当市でもかなりの数の被害額が出ていますが、原課のほうで今、当然押さえた上でこういうふうには予算組みしていると思うので、現在わかる範囲で近々で構いませんから、どれぐらいの被害で、主だったところを教えていただければと思います。

○田中靖久市民活動推進課長 令和4年度ですね、特殊詐欺の被害状況ですが、網走市分で5件、前年、令和3年度よりプラス3件となっております。

令和5年度に入りまして、今確認できているもので1件被害が出ている状況でございます。

○栗田政男委員 金額もできれば。

○田中靖久市民活動推進課長 申し訳ございませんが、件数のみで、金額については今のところ手元にちょっと資料がございませんので改めてお示しいと思います。

○栗田政男委員 大事な事業なので被害状況を確認した上でしっかり予算組みしないと、現実を何も見ないでやれやれという話にはならないので、その辺をしっかりと確認をして、隣に警察署があるので、幾らでも調べられるので、しっかりやっていただきたいなと思います。

そこでですね、いろいろ委員との質疑を聞いていて、道のひも付補助金的な要素が強いのかなって感じがしていました。

でもこういうときに、だからこそ市で単費をつけてでもしっかりとした取組をするべきじゃないかというふうに思いますし、里見委員が言ったように、講師の方々がしっかりとした報酬をもらって、しっかりと取り組んでいただかないと、なかなかこの問題は先に進んでいかないでしょうし、できるならば

網走市ではそういう詐欺被害がゼロになってほしいと、そういう先進的な地域になってほしいという思いが強くあります。

網走規模の市ですから、しっかりと市が取り組む、行政が取り組むことによってそれは可能ではないかなというふうには、これが大都会であるとなかなか難しい面もありますが、網走市の規模であれば可能ではないかなと。

残念なことに、本当に高齢の方々は騙されちゃうのですね。

巧妙ですから、それで現実にこの田舎の地方都市の網走でもかなりの被害額が出ているっていうのは本当に悲しいことですし、取り戻すことは不可能なので、できるならばしっかりと取り組んでほしいので、こういう状況でこういうふうには補正という形で組まれたんですが、これが道から来たお金を、ややもすると、こういう形で張り付けなくちゃいけないという苦しい選択だったのかなと思います。それだけじゃなくてね、市としてやっぱりしっかりと力を入れてきてほしいと思うんですが、その辺の考え方っていうのは原課のほうでというふうには思っていますか。

○田中靖久市民活動推進課長 特殊詐欺被害に遭われた方については大変残念に思っておりますが、防止に関する啓発というのが重要であって、そこに対して予算をかけていきたいというふうには思っております。

それと、あと啓発の中身につきましても、チラシの内容など、都度見直ししながら最新の情報を取り込んで周知を図っていきたくて考えております。

○栗田政男委員 しっかりと取り組めという意味合いで言っているのですが、それはそれでしっかりと取り組んでほしいですし、啓発をして要望しなかったら何も意味がないので、取られてしまった後に幾ら対応してもどうしようもない話なので、そういう取組を市としてしっかりと行政としてやってほしいというお願いと、ラジオ番組どうのこうのと出ていたんですが、もうちょっと中身を詳しく聞きたいんですが、なぜ聞かかというのと、これはいつも問題になるんですが、視聴率っていうのが全然確認されていない中で、果たしてそれがどれだけの効果があるかっていうのが未知数なんです。

だからその辺で、原課でそこに取り組むということを決めたということについての見解を知らせてほしいんです。

○田中靖久市民活動推進課長 ラジオ番組の放送内容ですが、令和4年度も実施しているんですが、六つテーマを決めまして、一つが成年年齢が18歳になって何が変わったかっていう部分と、次に2番目が身近に潜む悪質商法について、3番目がクーリングオフ制度について、4番目がエンカル消費についてということで、SDGsとの関連性についての番組、それから5番目が巧妙化する特殊詐欺に対して騙されないためのポイントという番組、6番目が悪質商法全般についての番組を作っております。

令和5年度については、また制作委託するFMあばしりと高校生の放送部なんですが、そちらとも協議を重ねて、内容のほうはまた組み直していきたいと考えております。

○栗田政男委員 多岐にわたってPRしていくという事は理解しました。

ぜひとも取り組んでほしいんですが、これ本当にお願いするんですが、ぜひともどれだけの人たちが市民の皆さんが聞いているというある程度の数字を押さえていかないと、本当にそれが有効なものか、もしかすると少ない人数しか聞いていないという可能性もあるので、正直に言って私は聞いていません。聞ける環境にもないですし、ですから、そういう方々も多分市民の皆さんでもいっぱいいるでしょうし、それはいろんな電波環境も多分影響している部分もあるんでしょうし、時間帯とかいろんなことで、ラジオを聞ける時間が少ないといういろんなこともあるんでしょうけれども、ぜひともこれはいろんな形で大体のシェア率というか、視聴率というか、聞いていらっしゃる方の数字を押さえないと、予算組みをしてお金をかける上では必要なことではないかなというふうには思います。それについてはどうでしょうか。

○田中靖久市民活動推進課長 聴取率調査などという実施についてはなかなか難しいものと考えていますので、例えばラジオの放送時間帯に聞けない方については、ホームページで制作動画、放送の動画を掲載しておりますのでそちらをダウンロードして閲覧できる形を取っております。

○栗田政男委員 いつもの答えなんだけれども、そういうことをしてまで見る人がいるかっていう問題なんだよね。

そこだけ複雑な手続をしてまで見る人がいるかっていう、そこを考えないと、いつもホームページでアップしますからそれを見てくださいますと、それで周

知徹底しているみたいな言い方をするけれどもさ、それおかしいんじゃないかと思うんだよね。

それだけで済む問題、それも一つの手法であるけれどもほかの手法も考えなくちゃいけないし、そういう環境にない人たちに対してもしっかりと周知していく方法をいろいろ考えていくのが、あなた方の仕事なんじゃない。

ちょっとその辺の考え方をもうちょっと改めてもらわないと困ると思います。

内容については理解をしましたので、以上で終わります。

○永本浩子委員長 それではほかに。

○金兵智則委員 種々議論がありましたので1点、今のラジオの放送の中で若年層に対してって言うていたんですけども、それだったらラジオじゃなかったんじゃないかなってちょっと思うんですけども、若年層対策ならSNSが中心にならなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、それをなぜラジオを選んだのか伺ってもいいですか。

○田中靖久市民活動推進課長 SNSの発信の部分につきましては、例えばライン、市のラインなどで被害の状況、周知を図っている部分もございますので、番組を作る過程を高校生と一緒に取り組むという部分で、そこで一部の生徒にはなってしまうんですが、一緒に取り組むということで、啓発、周知などの実際の状況を感じ取ってもらいたいという部分もありますので、ラジオということで考えてございます。

○金兵智則委員 何かちょっと無理があるなという感じは、はっきり言わせてもらえれば、します。

もう一部の生徒って言っちゃっていますので、じゃあ必要なのかっていう話になっちゃいますよね。その一部、一緒に作る生徒のためだけに予算を付けてラジオでやるのかって。そうじゃなくて、一緒に作った生徒たちにSNSで発信してもらうように指導して行って、広めていくっていうのが担当課の仕事なんじゃないんですかね、どうでしょうか。

○田中靖久市民活動推進課長 ただいまの御指摘もありますように、制作の過程で、制作に携わる高校生ともいろいろ話して、学校内で情報発信してもらうような形でお願いしていきたいと考えております。

○金兵智則委員 SNSの分野でも生徒と一緒に是可以ので、少し、ごめんなさい、言い方が悪いかもかもしれないんですけども、ラジオ在りきっていう

ように見えてしまうので、そうではなくてそれをどう発信をさせていくか、ラジオ番組を作ったことを、生徒たちにこんな内容で作ったんですよって発信してもらうことだってできるわけですよ。

そこに別に予算は必要ないわけで、そういう発想を変えていかないと、これ、さっき栗田委員からもありましたけれども、これ道の補助金、毎回この6月に付いてくるんですよ。それを毎回補正しているものですね、これに対してノーとは言わないですけども、せつかく付いた予算を有意義に有効的に活用できるような取組をしていっていただきたいということをおっしゃっていただいて終わります。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 すみません、金兵委員の質疑にちょっと関してなんですけれども、ラジオ番組を高校生とか学生さんと作るということだと思ってしまうんですけども、であればSNSの発信というの、金兵委員の言うように一つだと思えますし、せつかく作った番組であるならば、学校の昼休みの時間だとか、そういった時間に流して聞けるような環境にすることも一つなんですけれども、その辺を考えていますでしょうか。

○田中靖久市民活動推進課長 今後ですね、学校側とも協議してそういった放送ができるような形で取り組んでいきたいと思えます。

○古都宣裕委員 せつかく作るのであれば、普通の時間帯、学校がやっている時間帯に流すのであれば、そういった形で全生徒が耳にするような環境にするべきだと思いますし、いかに聞いてもらうか、興味を持ってもらうかも一つだと思うので、いろいろなやり方、方策があると思うんですけども、創意工夫して取り組んでいただきたいと思えます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号生活困窮者自立促進支援事業、生活困窮者自立支援機能強化事業について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料20ページを御覧ください。

令和5年度一般会計社会福祉総務費、生活困窮者自立支援機能強化事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、生活サポートセンターに多言語に対応するための翻訳機、及びオンライン相談に対応できるように、タブレッ

ト端末を整備するため、次の経費を追加補正するものであり、金額はICT機器等の整備費に係る補助金53万円となります。

事業内容につきましては、網走市社会福祉協議会に委託し事業実施しております、生活困窮者自立支援事業の相談支援体制を強化するため、生活サポートセンターにおいてICT機器等を整備しようとするものであり、具体的には、一つ目は外国人の方への支援を強化するため、多言語音声翻訳機を導入するものであり、事業費は3万9,000円となります。

二つ目はオンライン相談や貸出を目的としたタブレット端末等の整備とWi-Fi環境の整備であり、事業費は49万1,000円となります。

2の補正額であります。歳出予算につきましては、(1)歳出予算に記載のとおりとなり、事業費53万円の財源内訳につきましては、国庫補助金が39万7,000円、一般財源が13万3,000円となります。

歳入予算につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○金兵智則委員 お伺いしますけれども、これ翻訳機が3万9,000円、タブレットとWi-Fiが49万1,000円ということだったのですが、これ、それぞれ、何て言えばいいですか、1台このお値段なんですか。

○清杉利明社会福祉課長 翻訳機のほうは1台、タブレット端末等につきましては3台、Wi-Fi環境のアクセスポイントが2台のほか、配線作業ですとか設定費とかは含まれております。

○金兵智則委員 わかりました。

Wi-Fiのほうは何かポケットWi-Fiみたいなのを貸し出すためではなくて、施設にそれを整備するということなんですかね。

○清杉利明社会福祉課長 アクセスポイントのほうは総合福祉センターの室内の環境があまり今現在よくないので、その環境整備でアクセスポイントを増やすのと、タブレット端末のほうは貸し出すことも考えておりますので、モバイルバッテリー等もWi-Fi環境下でできるようなものを整備いたします。

○金兵智則委員 わかりました。

これは国庫補助金は何割ぐらいですかね、7割ぐらいなんですか、付いていますので、国から整

備してくださいという指示だったのか、それともこれが今必要な環境にあるのか、お伺いしてもいいですか。

○清杉利明社会福祉課長 国のほうで、令和4年度の補正予算で補助メニューが、生活困窮者自立支援の事業において補助メニューがいろいろと補正予算で組まれたんですが、その中に、今サポートセンターのほうで、一つは外国人の方の相談も、コロナの特例貸付けの場合に来た方もいるんですか、その際、どちらも片言の英語で相談内容の打ち合わせ等したということで、まず、そういう外国人の方にも支援を行き届きやすくするというところで、まずそういうものがあれば相談に乗りやすいということで、補助メニューにもあったものですから、今回、補正予算に計上させていただいたというのと、あともう一つは、補助メニューの中で相談の機能強化ということで、特に引きこもり等の方の家族からの相談等で、なかなかセンターに来て直接面談での相談というのが難しい方も増えてきていると。そういう中で貸出用のタブレット等を整備すれば、お家とセンターとの間で相談ですとか、そういうものもしやすくなるというようなことで、社会福祉協議会のほうから要望もあったものですから、また今回、その補助メニューにそういうものがあったものですから、今回併せて補正予算に計上させていただいたところです。

○金兵智則委員 わかりました。

国の補助メニューの中から網走市の今の実情に合わせて整備をするものだというので、理解をさせていただきたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○古都宣裕委員 すみません、今の御説明の中でありました、生活困窮者の中の日本人じゃなくて外国人だということなんですかけれども、網走において生活困窮者かつ外国人の方というのはどのぐらいいらっしゃるんですか。

○清杉利明社会福祉課長 昨年あったのは、生活困窮の相談ではなくて、コロナに関わる特例貸付の相談があったということで、今現在のところは生活困窮の相談ということでは、外国人の方はいらっしゃらないというところでございます。

○古都宣裕委員 今回、国の補助メニューの中を使った上で翻訳機等を整備するというような形だと思うんですが、本来、外国人の方で生活困窮される方というのはお国に帰っていただくのが筋だと

思うんですけれども、まず。いろんな形で困窮される方もいると思うんですけれども、その辺の認識としてはどういう形で思っているんですか。

○清杉利明社会福祉課長 相談の窓口があるということでは、いろいろ周知に努めておりますし、外国人の方でも生活困窮というか、困っているというようなことでの相談は受け付けておりますので、そういう方がいらっしゃったら身近な方でもよろしいですし、相談に訪れていただきたいというふうには思います。

○古都宣裕委員 いろんな形で困る方がいらっしゃって整備するというのは結構なんですけれども、ただの日本の問題として、外国からわざわざ来て、日本の医療費に乗っかって、税金にフリーライドして、日本のそういう、何だろう、国の補助じゃないですし、そういった税金のメニューみたいなものを受けて帰られるような方もいらっしゃるっていうのも事実なんですけれども、その辺に対する対応とかっていうのは何か考えていらっしゃいますか。

○清杉利明社会福祉課長 医療の面については、そこも医療、健康を扱っている部署で、そちらのほうに相談をしていただければ、補助なのか助成みたいなものか、ある分については御説明差し上げて、活用できるものがあれば活用していくというふうになるかと思えます。

○古都宣裕委員 あとはタブレット3台で、Wi-Fiの機器が2台、これは多分ポケットWi-Fiみたいな、持ち運びみたいなものかなと、先ほどの話で認識したんですけれども、このタブレットの運用については、あくまで相談者で、先ほどお話しした中でのひきこもっているような方等の対話用であって、何かフリーに使えて、何かアプリとかをダウンロードできるような形のものではないということではないのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 あくまで相談用での貸出ということで考えております。

○古都宣裕委員 相談用の貸出の中で、運用に関する規定か何か、例えば1週間ごとで一旦返してもらってだとか、そういうような形には考えておりますか。

それとも相談が終わるまで何か月でも貸しっ放しのような状態になってしまうのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 細かい運用については、今後社会福祉協議会及びサポートセンターと協議をして決めていくこととなりますが、基本、台数は限

られておりますので、その中で、基本的には相談が続いている相手は貸し出ししようかなというふうには考えております。

○古都宣裕委員 しっかりと、1台1台、全体の予算で見ると大きな金額ではないかもしれないですけれども、普通の個人的に見れば、1台1台はそんなに安価なものではないのでしっかりと運用をお願いいたします。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。
よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、次に、議案第1号中、生活困窮者自立促進支援事業、価格高騰重点支援給付金給付事業について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料21ページを御覧願います。

令和5年度一般会計社会福祉総務費、価格高騰重点支援給付金給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、国の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策として住民税非課税世帯に給付金を支給するため、次の経費を追加補正するものであり、金額は事務的経費に484万1,000円、給付金に1億5,900万円、合計で1億6,384万1,000円となります。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳につきましては全額国庫補助金となります。

歳入予算につきましては、(2)歳入予算内に記載のとおりとなります。

資料は次のページで、3の事業の概要でございますが、給付の対象は令和5年6月1日現在、網走市に住民登録があり、かつ世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯となります。

給付額は一世帯当たり3万円となり、対象世帯は5,300世帯を見込んでおります。

支給予定でございますが、対象世帯に対しまして、給付要件確認書を6月下旬に発送し、その返送を受けた世帯に順次支給を開始する予定としております。

また、申請期間は令和5年11月30日までとしております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○**古都宣裕委員** すみません、これ1点確認だったんですけれども、これも基準日として令和5年6月1日となっているんですけれども、昨日の総務の中での話で、基準日から余裕を持っていたりしたんですけれども、これも6月1日までということの間違いないというか、これがちょっと引越してきた人とかでずれたりすることはないですかね。

○**清杉利明社会福祉課長** 基準日ですので、あくまで令和5年6月1日現在で網走市に住民登録をしている方ということです。

○**古都宣裕委員** わかりました。

○**永本浩子委員長** ほかに質疑ございませんか。

○**金兵智則委員** ちょっとお伺いしたいんですけれども、これ国のほうからのまた御指示という、また大変な作業になるのかなというふうに思いますけれども、支給予定日が6月下旬から発送をまずして、それが返ってきた方から順次支給ということは、そこにまた口座があって、そこに振込が始まるっていう考えでよかったですかね。

○**清杉利明社会福祉課長** この3万円は現金支給で、基本的には口座に振り込みいたします。

○**金兵智則委員** わかりました。

それと、ちょっと私の記憶が間違っていたら大変申し訳ないんですけれども、いつもこういう低所得者への対応があったときに「住民税非課税世帯である世帯」という書き方だったと思うんですけれども、今回「住民税均等割が非課税である世帯」というふうに明記があったんですよ。

これって今までも多分、今まではちょっと書き方が違ったと思うんですけれども、これが付く、付かないによって何か違いが出てくるんですか。

○**清杉利明社会福祉課長** 違いはないです。

表現の仕方で、非課税世帯と言えば均等割も所得割もかからない、出ないですから、ただ表現として、国の基本的な考え方の中で、均等割がかかってないということは非課税である、所得割は当然かからないですから、そういう意味で住民税均等割が非課税の世帯というふうな表現をしております。

○**金兵智則委員** じゃあこの言葉があるからといって対象者が絞られるっていうわけではないということですね、これまでと違って、わかりました。了解です。

○**永本浩子委員長** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、それでは次に進みます。

次に、議案第1号中、生活保護事務費、生活保護基幹システム等改修事業について説明を求めます。

○**清杉利明社会福祉課長** 議案資料23ページを御覧願います。

令和5年度一般会計生活保護総務費、生活保護基幹システム等改修事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、生活保護法の改正に伴い、生活保護システムを改修するため、次の経費を追加補正するものであり、金額は委託料の250万6,000円となります。

事業内容につきましては、1点目は、令和5年10月以降における生活保護基準額の見直し等による生活保護システムの改修で、具体的には、社会保障審議会、生活保護基準部会における令和4年の検証結果に基づく、世帯人員1人当たり、月額1,000円の特例加算を含みます、生活扶助基準の改定への対応でございます。

2点目は、国におきまして、被保護者調査に関する調査項目の追加が行われたことに伴うシステム改修の対応でございます。

2の補正額でございますが、歳出予算につきましては、(1)歳出予算に記載のとおりとなり、事業費250万6,000円の財源内訳は、国庫補助金が125万2,000円、一般財源が125万4,000円となります。

歳入予算につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○**永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に、議案第1号中、生活保護事務費、医療扶助オンライン資格確認導入事業について説明を求めます。

○**清杉利明社会福祉課長** 議案資料24ページを御覧願います。

令和5年度一般会計生活保護総務費、医療扶助オンライン資格確認導入事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、生活保護者の医療扶助オンライン資格確認導入に向けた、生活保護システムの改修等を行うため、次の経費を

追加補正するものであり、金額は回線開通工事手数料2万3,000円、システム改修費等の委託料368万4,000円、利用料84万円、専用端末の購入費40万5,000円、合計で495万2,000円となります。

事業内容につきましては、医療機関、薬局における被保護者の資格確認は、原則としてオンラインにより行うこととなり、令和5年度中に導入することとなります。

これに伴いまして、現在、被保護者情報を管理し医療扶助登録や医療券の発行を行っています生活保護システムと、レセプトの資格確認等を行っている社会保険診療報酬支払い基金のレセプト管理システムにおいて、今後、医療保険者等向けの中間サーバーに接続するための改修を行うものであり、事業費は委託料242万円となります。

さらに、システム改修に併せまして新たな統合専用端末を設置する必要があり、端末設置に係る事業費は、ネットワーク接続設定費や機器等購入費、利用料を合わせて253万2,000円となります。

これらの対応により、医療機関等でマイナンバーをキーとしまして、視覚情報及び医療券情報等の確認ができるようになるもので、現在行っている医療券の発行、送付等の事務が省力化し、利用者の利便性も高まることになるものと考えております。

2の補正額でございますが、歳出予算につきましては、(1)歳出予算の額のとおりとなり、事業費495万2,000円の財源内訳は全額国庫補助金となります。

歳入予算につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今の説明でいくと、令和5年中にオンライン化するということなんですけど、今回マイナンバーカード法が変わったことで保険証がなくなる、来年10月にですね、それとの関わりがあるということなんですけど。

○清杉利明社会福祉課長 生活保護受給者につきましては、まず、健康保険証そのもの自体がございません、まず。

医療に伴う資格確認ですね、それはマイナンバーカードによる本人確認、保険証の代わりとなるものと同様な考えの下で、生活保護者についても資格確認がオンラインで、できるようにするという国の考

えの下で、今回システム改修をするものでございます。

○村椿敏章委員 そうしたら生活保護者には、カードか何か支給されるということなんですか。

○清杉利明社会福祉課長 基本、マイナンバーカードは取得を希望する方が、取得している方もおりますし、取得しない方も現在おります。

このシステムについては、医療保険側がオンラインでマイナンバーをキーとしまして、資格確認をするという内容ですので、マイナンバーカードを持参して、それで保険証の確認のように、マイナンバーを提示して本人確認をするというものはまた違うものでございます。

本人がかざしてということではなくて、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードで番号を提示しまして、それで病院側からマイナンバーをキーとして確認を行うという形になります。

○村椿敏章委員 資格証、資格証ではないですね、保険証の代わりに資格証らしきものが出るのかなと思ったんですが、そうではなくて保護者のマイナンバーで容易に受けられるようになるというふうに捉えればいいんですか。

そのマイナンバーカードは特に持たなくても大丈夫と。

○清杉利明社会福祉課長 マイナンバーカードはお見せして、番号の確認は必要ですので、キーなので提示はしなきゃいけないことにはなります。

ですので、もしマイナンバーカード等を取得していない方については、今までのように医療券を市町村が発行して、医療機関に送付または渡すという形が継続されることとなります。

○村椿敏章委員 その辺は特に、要は医療券を持っていうところでしたら、今までと何も変わらないということなんですか。

○清杉利明社会福祉課長 マイナンバーカードを取得した方がこのオンラインで資格確認をして、医療券の発行もなくなるという形です。

持っていない方は今までと同様の受診の仕方になります。

○村椿敏章委員 理解しました。

それではほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算

中、市民環境部、健康福祉部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定……、失礼いたしました。

それでは、先ほどの栗田委員の質疑に対する答弁があるということで、田中市民活動推進課長。

○田中靖久市民活動推進課長 市内で発生しました特殊詐欺の金額等の内訳ですが、令和4年度、1件が350万円で保険料還付金に関わる振込詐欺、それから残る4件がですね、パソコンのウイルス等の除去に関して電子マネーを購入して、それを換金されるといった詐欺が4件で132万5,000円、合計5件で482万5,000円の被害が出ております。

令和5年度現在1件で、保険料還付金に係る振り込み詐欺で100万円の被害が出ております。

○栗田政男委員 はい、ありがとうございます。僕も聞いています。

こういう案件ね、役所を名乗るんですよ。

皆さんの名前で還付金が出ましたよということは皆さんの、信用しちゃうんですね、市民、特に高齢の方々は市役所の方々というのは正直ない人だと思っているので、そのとおりでというふうに騙されてしまう。

これ非常に、そこを利用して悔しい話なんですけど、どうしても公的な機関ですから、そういうところでしっかりと、それで金を払う必要は全然ないんだけども本来はね。

金払って戻ってくるわけがないんだけども、その辺の巧妙な手口なので、現実には今起こっているのは、網走市に来て搾取していくという事案も起きています。

ということは、そういう犯罪者が網走に流入しているということですから、本当に人ごとではなくてしっかりと取組、私たちもできる範囲でね、しっかり取り組んで啓蒙活動やっていきたいなというふうに思います。

ぜひともお互いに協力し合いながら進めていきましょう。

ありがとうございます。

○永本浩子委員長 それでは、改めましてお諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部、健康福祉部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時19分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、学級経営支援事業、いじめ対策事業の説明を求めます。

○高橋善彦学校教育課長 それでは、議案資料の25ページを御覧願います。

令和5年度一般会計指導奨励費、いじめ対策事業の補正予算につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、市内中学校で発生しましたいじめ問題の調査等のため、必要な経費を追加補正しようとするものであり、金額は946万5,000円となります。

内容につきましては、いじめ問題調査委員会に係る経費と、いじめ問題調査業務委託に係る経費でございます。

まず、いじめ問題調査委員会は、会議出席委員への報酬として55万3,000円、また、調査委員会出席の際の費用弁償としまして14万円の合計69万3,000円を計上してございます。

次に、いじめ問題調査業務委託は、今回発生したいじめ問題に対しまして、学校の調査結果の検証や、学校、生徒、保護者、関係者等からの聞き取り及び現地調査を専門的知見に基づき実施するため、弁護士等への調査業務委託料としまして823万円、また、調査業務の際の費用弁償としまして54万2,000円の合計877万2,000円を計上してございます。

2の補正額でございますが、946万5,000円の財源内訳につきましては、全額一般財源でございます。

歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古田純也委員 この調査に当たる委託料の算出根拠をちょっとお聞かせください。

○高橋善彦学校教育課長 委託料につきましては、弁護士費用ですとか、実際に調査に当たる方への報酬的な要素がある委託料として計上してございます。

内訳としましては、弁護士に係る費用としまして

は360時間程度を見込んでおります。

そのほかカウンセラーなどですね、調査に当たっていただく方を72時間稼働というような形で見てございます。

それぞれの単価につきましては、弁護士の調査につきましては時間当たり2万2,000円、ほかのカウンセラーなどの方が4,300円として計上しているところでございます。

○古田純也委員 わかりました。

ちなみにこの単価2万2,000円と4,300円というのは、どのような形で単価が決まったのかお聞きしたいんですが。

○高橋善彦学校教育課長 弁護士費用2万2,000円につきましては、一応関係する弁護士会などですね、お話をした中で費用的にはこのぐらい、この程度かかるであろうということでお示しをいただいたものでございます。

一般的には弁護士の相談費用、一般の方が相談されれば30分5,000円というところが相場であろうと思いますけれども、今回業務の内容といたしましては、かなり重たいというか、業務量がかなりあるということでこの程度は最低限かかるのではないかとということで、その最低分ということで計上させていただいております。

もう一方の4,300円につきましては、北海道のスクールカウンセラーのですね、報酬費用が4,300円ということで決められておりますので、その額を準用したというような形でございます。

○古田純也委員 わかりました。

ちなみにこの弁護士さんに認定されている方は、特にいじめ問題を専門にされている弁護士さんなのでしょうか。

認定根拠みたいなのがあったら。

○高橋善彦学校教育課長 特にこのいじめ問題調査委員会ですね、今委員に選出されております弁護士の方につきましては、いじめ問題に特化したという方ではございませんが、いろいろとですね、そういった方、ほかのですね、弁護士会ですとか、そういった問題に関わった方や何かといろいろ精通をした方であるというようなことで一応お聞きはしております。

○古田純也委員 わかりました。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

それではほかに質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 いろいろとお聞きしたいと思いま

す。

今回いじめ問題調査委員会を立ち上げてやっていらっしゃるんですけども、まず聞きたいのは、かねてより網走では網走市いじめ問題等対策連絡協議会というのがあると思いますけれども、これとの違いというのはまず何でしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 いじめ問題対策連絡協議会でございますが、こちらにつきましては各児童相談所とかですね、その関係する機関、警察も含めてですね、関係機関が情報共有しながら連携を図っていきましようというような機関でございます。

一方でいじめ問題調査委員会につきましては、いじめに対するですね、この重大事態を扱う際に、再発防止などですね、そういったところを調査検討していただくための機関として設置されているところでございます。

○古都宣裕委員 わかりました。

旭川で先日ニュースの中でもありましたけれども、昨年第三者委員会を立ち上げ直して、もともとあった独自の調査でもいじめがあったと認める一方で、いじめと実施の因果関係を結論づけなかったことによって、去年の12月にまた新しく再調査としてメンバーを外部から上げて公表しています。

今現在、機関誌等で名前等は発表されておりましたけれども、網走市としてそのメンバーというのを公表しないのでしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 いじめ問題調査委員会の、そのメンバーの公表でございますけれども、特段、こちらとして公表しないという考え方はございません。

ただ、今現在そのホームページですとかそういったものの運用といたしますか、そういったところまだちょっとできておりませんので、そういったお名前のですね、今わかるというようなものは公にはなっていないというようなことでございます。

○古都宣裕委員 では、今後公表されるような形を取るということなんですかね。

○高橋善彦学校教育課長 他自治体の例も見ますと、そういったような形でその何といいましようか、専門のといいますか、そこに係る部分のサイトといたしますか、そういったものも立ち上がっているのを見ますので、同様のよう形でございますね、今後、その辺を上げていきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 先ほど古田委員の中からも弁護士

さんって児童犯罪とかに詳しくったりするのかという話があったんですけども、それはメンバー全体に言えることではないかなというふうに思いまして、学識経験者であればいじめ問題を研究されている方なのか、またいろんな心理学等でも児童心理学に詳しいのか、そういった部分を集めて問題に取り組んでいかなきゃいけない事案だと私は思うんですけども、どのようなメンバーなんですか。

○高橋善彦学校教育課長 今回、選任いたしました調査委員の方につきましては、児童心理ですとかいじめ問題に特化して取り組んでいるというような方ではございません。

しかしながらですね、各分野、医療、福祉、法律分野の中ではですね、そういった職能団体から推薦をされていた方でございますので、私どもとしましては十分やっていただけるものというふうに考えているところでございます。

○古都宣裕委員 そうした形で旭川でも行われた上で第三者委員会の結論が、遺族の方とかも納得できないという中で市長選にもなった争点の一つになって、改めてメンバーを選んでやっているという現状もある中で本当にこのままでいいのかなという疑問があります。

網走市は別に人が亡くなったという、旭川ほどの事件とはならなかったんですけども、それはぎりぎりでも本当によかったと思う反面、やっぱり起きたことに対してしっかり取り組む姿勢というのが大事だと私は思うので、今別に遠方の方でもウェブの会議等でやることは可能だと思うんですけども、そうした専門の方を入れるというのは、私は大事だと思うんですけども、どのような見解でしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 委員御指摘のとおり、その専門の方ということでは大事であるというような認識はしてございます。

しかしながら、なかなかこちらの会議自体はウェブや、そういったオンラインの形式というのは取れるのかなというふうなことで考えておりますけれども、なかなか現地のですね、こちらの当市のほうに赴いて調査をしていくということになりますと、なかなか時間的制限ですとか、費用面も考えてなかなか難しいのかなというふうに考えてございますので、今回につきましてはこういうような、今、始まったばかりですけども、今、現状の委員の中でやっていきたいというふうに考えておりますが、今後進めていく中でですね、委員のほうから、その調査

委員のほうからですね、そういった専門的識見といえますか、専門分野に関わっている方が必要であるということであればですね、その調査委員会の中でまた承認を得て、そういう方向性になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

○古都宣裕委員 発表されているメンバーの中でも学識経験者とされている方は農大の先生だったと思うんですけども、例えばこういったところ、今、費用のこと、調査のこともおっしゃっていただけますけれども、先ほど調査の中では弁護士さんとカウンセラーさんが調査に当たるわけで、学識経験者の方は今のところ調査に当たるわけではないので、そういったところを、例えば集団心理学を専攻されている方だとか、児童心理学を専攻されている方とかそういった先生にお願いして、しっかりとこの問題をちゃんと深掘りして、そういったところの研究をされているような専門的な意見が必要になってくると思うんですけども、いかが考えていますか。

○高橋善彦学校教育課長 実際の調査の方法でございますけれども、そちらにつきましては弁護士の先生の手法ということを尊重した上でやっていきたいというふうには考えているところでございますけれども、調査委員をやられている方には学校カウンセラーをされていた方もおりますので、そういった面では弁護士の方とそういったような方、あとは福祉分野で相談業務を長くやられている方ですとかもいらっしゃると思いますので、そういった面では児童に特化というような、児童生徒に特化したものではなくても、内容的には問題ないのかなというふうに考えているところでございます。

○古都宣裕委員 重大事態となっている時点で問題はないとは私は全く思わないのですよね。

それでいじめ問題専門委員会というのが3月21日に立ち上げられて、1回目の会議が行われて、2回目がたしか5月31日だかに行われたと思うんですけども、間1か月空いて、大体期間的には2か月近く空くんですけども、その間、僕はスピード感を持つために、近くメンバーをまず集めて立ち上げられたのかなと見ていたんですけども、なぜこの間、何も動いてなかったのかなというのが気になるんですけども、どういった状況だったのでしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 御指摘のとおりですね、3月21日にいじめ問題調査委員会のほうは設置されたところでございますけれども、その次の第2回に

至っては5月31日に開催をしているところでございます。

この間ですね、いろいろ様々その調査委員のメンバーと当該校に係る関係の生徒及び保護者、利害関係人に当たるかどうかですね、そういったような調査も同時に4月には行っていたところでございます。

その中で、最初に選任された委員の中でですね、利害関係人に当たると言われた方がいらっしゃいましたので、その方々の代わりという方を、また職能団体にですね、推薦依頼をいたしまして、推薦依頼が4月、推薦依頼じゃないですね、推薦候補者が出てきたのが4月の末というような形でございましたので、教育委員会で承認を得ましてですね、5月に入って連休明けからですね、第2回目の調査委員会を開催すべく日程調整をしており、5月31日に開かれたというような流れでございます。

○古都宣裕委員 僕が調べている中だと、2月に問題が起きて、3月21日までの間にこの委員会を立ち上げるということで動かされたということがあると思うんですけども、その中の立ち上げ方として一月間かけて、その上でやっぱり問題がありましたというのは、そもそも、その該当の学校に関わる何かありませんかっていう一番最初のクエスチョンを抜かしていたからこういうことが起きるんじゃないですか。ちょっと拙速っていうか、稚拙だったのではないかなと思うんですけどもいかがですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時39分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○高橋善彦学校教育課長 申し訳ございませんでした。

当市の専門委員会でございますが、専門委員会は常設で委員を決定しております。

今回、この事案に対しまして、専門委員会を開催しまして、この問題がですね、重大事態に値するかどうかというようなお話を御審議いただいた中で、これは調査委員会を立ち上げて調査をするべきだというような確認ができましたので、そこをもってですね、当市の立てつけとしまして、専門委員会の委員がですね、そのまま調査委員に移行といいますか、調査委員会になれるというような仕組みでございますので、そのまま専門委員会から調査委員会に

移行しまして、会議を進めたということでございますので、先ほどおっしゃられたように、そこに該当となるような方がいたのではないかという御指摘がございましたけれども、今の立てつけとしてはそういったような形で動いているという状況でございます。

○古都宣裕委員 内容としてはわかりましたけれども、常設のいじめ問題専門委員会とは別に調査委員会として、本当に第三者、網走市と関係ないような部分で立ち上げておく必要があるのではないかなと思うんですけども、そうすると調査委員会に変わったときでも、網走市とおおよそ関係ないような形で進めてもらえるのではないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 今回こういう事案が生じまして、初めて網走市としまして、このいじめ問題調査委員会が立ち上がったわけでございますので、今後ですね、どのような形がスムーズに、スピーディーにですね、進むのかどうかというところもですね、今動いていただくその調査委員会の先生方でもありますね、いろいろと意見を伺いながら、今後につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○古都宣裕委員 今回の在り方でその部分で想定しなかったんでしょうけれども、起きたことを糧にちゃんとしていただきたいなという部分とですね、今回先ほど調査の費用の内容ということで弁護士費用360時間の時給、カウンセラーも72時間の時給ということで内容証明されましたけれども、その弁護士費用に関わる時間的なものっていうのはどんな調査というのを想定して、時間を算出しているんでしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 どんな調査といいますか、調査は聞き取りですとか、いろいろ報告内容の検証ですとか、報告書の作成ですとか、そういったところが出てくると想定されております。

そういったところも弁護士の先生ともお話ししておりますけれども、実際にやってみなければわからないという部分も正直ございまして、当市としましても積算として、その弁護士の方は2名程度で動いていただけるかなというようなことも考えておりますので、そういった部分で積算をしております。

さらにちょっと詳細な内訳といいますか、さっきの360時間の内訳を申しますと、お1人の弁護士さんが1回当たり3時間程度の調査を月15日、6か月

程度かかるのではないかとということです。

あともう一方で、もう1人例えば弁護士の方が入られるということになれば、その方についても同じように1回当たり3時間が、その方については月5日、それを6か月というような形で月20日程度、6か月というようなイメージで、弁護士の方の活動費用として計上しているところがございます。

○古都宣裕委員 今の御説明だと、調査員として弁護士さんの名前が入っているのが1名なんですけれども、もう1名調査員が増えるということなんですか。

○高橋善彦学校教育課長 かねてから増えるというのは確定しておりませんが、今回関係されている人数が比較的多いということと、案件としては1件ではなく3件あるということで、1人では難しいかもしれないということは事前にお伺いしておりましたので、もしもう1人となった場合に対応できるべく、もう1人分ということで計上はさせていただいたところでは。

また、この調査委員会の委員が必ずしも、この調査業務を担うというようなことで決めているわけではございませんので、また、例えば関わっていただいている調査委員会の弁護士の先生が、補佐的に違う弁護士にも一緒に入っていただきたいということもあり得るのかなというふうには考えているところではございますけれども、今の段階では、今2名になりますとかそういったようなことではございません。

○古都宣裕委員 僕のイメージとしては、こう何だろう、法務助手みたいな方、法律事務所の助手みたいな方が一緒に動く部分なのかなと思ったんですけども、そうじゃなくても1人弁護士が来てもいいように予算措置をしたということではよろしいですか。

○高橋善彦学校教育課長 委員おっしゃるとおりですね、私もその助手といいますか、そういった方たちが動いていただいてやっていくイメージは持っていたんですけども、なかなかその弁護士の先生にお伺いしますと、この案件が案件だけにそういう形にはなかなかならないというようなこともおっしゃっておいりましたので、その弁護士2名で入る、弁護士1名ずつで調査を並行してやっていくのかというようなところを一応想定しているところではございます。

○古都宣裕委員 今回の事件については警察が介入しているところから、警察が全部調査されてから問

題に対して動いているというところがあると思うんですけども、となると問題の全容というか、調査の部分を持っているのは警察になると思います。

ただ個人情報の観点から警察の方が、公に出すことができないことから、弁護士さんに動いてもらって情報開示請求か何かされるような費用として見ているのかなと思ったんですが、そういった調査もされるということなんですか。

○高橋善彦学校教育課長 この費用につきましては、単純に今回の案件について調査を行っていくというイメージでございます。

今、委員御指摘のあったのは、恐らく関係機関への調査などへのというようなところかと思えますけれども、それに関してはどこまでそういったことができるのかというところはちょっとこちら側としては持ち合わせておりませんが、なかなか、何て言うんでしょうね、事件といいますか、弁護しているというような今回案件ではないと思えますので、市が設置している調査委員会の調査委員、資格は弁護士であったとしても関係機関への照会をして回答を得られるかというところは、ちょっとその辺については私どもではちょっとわかりかねるという状況でございます。

○古都宣裕委員 どのような調査をするかという聞き取りとかになると、加害者、被害者がいらっしやうった上でということで、一度もう警察に呼ばれてもう全部説明した上で警察がある程度結論付けているとは思いますが、事件としての捜査は終了しているのでは。

となると、もう一度加害者、被害者に聞き取りをしながらやっていくような感じになるんですかね。

加害者側もそうかもしれないですけども、被害者側が同じやつをまた言うというのも、結構な苦痛になるのではないかなというところがあって、それをなおかつまたカウンセラーも入りながらというのでやるんだと思うんですけども、そういった配慮の面というのはどのように考えておりますか。

○高橋善彦学校教育課長 はい、委員おっしゃるとおりですね、そういった関係、被害者とされる方、加害者とされる方含めてですね、いろいろと聞き取りだとかをされている状況で、今現在生活をしていると思うんですけども、今回この調査委員会が立ち上がってまた調査をするということになれば、再度同じような話をですね、繰り返ししなければならぬというようなそういった苦痛もあろうかと思う

んですけども、今は当該校にはスクールカウンセラーを増員して入れておりますので、そういった方もですね、連携を図りながら、その辺の対応には当たっていきたいというふうに考えてございます。

○古都宣裕委員 まず、やっぱり当該の子供たちに対しての配慮を行うのであれば、まず一番情報を持っている警察への情報開示請求が一番先であろうかなと私は思います。

そこで情報をちゃんともらえたら、あまり生徒への負担をかけることなくそういった調査もできるのかなと思うんですけども、まず、子供たちを呼ぶ前提ではなくて、情報を持っている警察からの情報を頂くのが先決ではないのかなと思うんですけども、どう考えていますか。

○高橋善彦学校教育課長 その具体的なですね、調査方法につきましては、今後弁護士の先生を中心としてですね、どのような方法で調査していくのかというところが決まってくるかと思っておりますので、今委員お示しのあったようなことも想定されるかもしれませんが、その辺はちょっと今段階では明確なものが決まってはございません。

○古都宣裕委員 流動的に予算内で収まるかもしれないし、もう少しかかるかもしれない中で、きっと多めに多分取ってらっしゃるんだろうなと思うんですけども、あと最後ちょっと気になったのか、一応調査は6か月というところにいるようなんですけども、これから予算通って、これからやる調査というのが、半年ぐらい調査するというようなめどでいらっしゃるということですか。

○高橋善彦学校教育課長 はい、業務委託に関しましては、予算が通った段階ですね、そこから始まりまして、一応年度いっぱい、3月までというような形で、委託期間としては考えております。

その中で6か月程度の調査をというような認識しております。

調査の中には当然先ほど来申し上げているとおり、聞き取りですとか、そういった部分も含めて、さらには報告ですね、そういったところを、その検証ですとかそういったところもございますので、そういったところで一応年度ぎりぎりまでというような今のところは考えてございますけれども、そこは調査の進捗状況により伸びるといった可能性もあるということでございます。

○古都宣裕委員 調査委員会なんですけれども、調査委員会のこの調査が終わった段階で、この調査委

員ってというのは解散してしまうんですかね。

そのまま一応、名前だけは皆さん残るような形になるのですか。

○高橋善彦学校教育課長 今回この調査委員会につきましては、この案件に対して設置した調査委員会というふうな形になっておりますので、一定の方向性といいますか、調査委員会としての役割が終わった時点でですね、終了というような形になります。

○古都宣裕委員 今回の事例のように、市内で関係していたらメンバーが変わってしまったりという部分もあるので、完璧な第三者の委員会みたいなものをしっかりとした上で、何かあればすぐ集まれるような、話せるような体制っていうのを取っていくのも大事ではないかなと私は思うんですけども、いかがですか。

○高橋善彦学校教育課長 先ほども申し上げましたとおりですね、今後その調査委員会をやっていくような形になりますけれども、調査委員会の先生ともですね、その辺いろいろと御協議いただきながらですね、今後についてまた検討していきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 まずですね、ちょっともう一度改めて御確認をさせていただきたいんですけども、調査委員会の報酬は、調査委員会が開かれた分の報酬と旅費っていうような説明だったので、これ大体何回ぐらい行われる予定なんですか。

○高橋善彦学校教育課長 調査委員会、会議自体ですね、回数ですけれども一応13回を想定した予算計上となっております。

○金兵智則委員 じゃあ、この13回は半年分っていうか、半年で13回という考え方なのか、年度末までの開催という考え方なのかお伺いします。

○高橋善彦学校教育課長 6月から3月までで13回を想定してございます。

○金兵智則委員 わかりました。

それで、調査委員会に委託をするっていうことなんですよね。

調査委員会に対して、調査に係る委託料ということで委託するっていうことなんですか。

それともその調査委員の中にいらっしゃるメンバーの弁護士の方及び、カウンセラーの方に委託をするっていう意味の委託料なんですかね、これ。

どういうふうに捉えればいいでしょう。

○高橋善彦学校教育課長 調査委員会の調査業務で

すけれども、こちらにつきましては調査委員会に所属している調査委員の方、全員ではございませんが、調査委員の方に業務を、実際にこの動いていただく業務を委託しようとするものでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

そうしたら調査の業務と調査委員会っていうのはどういうふうにリンクしてくるんですかね。

○高橋善彦学校教育課長 実際にその調査業務を行った調査結果ですとか、それを検証しなければならぬとかそういった部分をですね、さらに調査委員会の中で持ち寄ったような形でですね、さらに今後どういったものが必要ですとか進め方ですとか、そういったような部分で調査委員会の役割があるかなと思います。

また、最終的な調査報告になってくる段階ですね、やはりその例えば報告書の検証ですとか、そういったところも調査委員会の役割かというようなことで考えてございます。

○金兵智則委員 そうしたら調査業務を行いながら、それに教育委員会が関わり、調査委員会を開きつつっていうことなんですかね。

調査委員会を開催っていうのは、やっぱり教育委員会が主導してやるんですよ。

○高橋善彦学校教育課長 はい、今現在事務局にしましては教育委員会が事務局となりまして、各委員さんの日程調整などを行って、開催日等決定しておりますけれども、今後調査が進む中では、調査委員会だけで動くというようなことも想定されるところでございます。

○金兵智則委員 そうしたら13回、仮に13回を予定しているというような予算なんだと思いますけれども、そうしたらその調査委員会の中で調査をされている弁護士の方々からちょっと調査委員会のメンバーの皆さん集まってください、御相談したいことがありますみたいな形で進んでいくっていうイメージなんですか。

何かその調査委員会と調査業務委託が、いま一つ僕の中ではうまくつながってこないんですけれども、どういうことなんですかね。

○高橋善彦学校教育課長 本来であればですね、その調査委員会自体がその調査をしていくということが一般的であろうというふうに私も思っております。

しかしながらですね、今回、附属機関条例で定められておりますけれども、報酬がですね、調査委員

会報酬が、会長が6,500円、委員が6,000円というような報酬でございます。

実際問題この報酬の中で、今回のような案件を扱うに当たっての報酬としてはいささか少な過ぎるのではないかというような御意見もございました。

他市の事例などもですね、いろいろとちょっと参考にしながらですね、今回その部分に関しましては調査委員会とはちょっと切り離してですね、調査業務をする方につきましては、その別途委託料というような形でお出ししたいというふうなことで考えたことでございます。

○金兵智則委員 ということは、当初想定をしていた形では対応ができなかったのが、このような形になったということですよ。

令和元年でしたかね、令和元年の12月か何かに附属機関条例が訂正か何かが、僕は当時も委員会に所属していましたので、やり取りをさせてもらった記憶はあるんですけども、当時は国のほうから設置をしてくださいということなので設置しますというような説明だったかというふうに思いますし、先ほど古都委員からあったとおりの専門員が調査委員会にそのまま流れていくような形ってどうもいずくないですかっていうのもやり取りした記憶がございます。

結果こういうふうになったんだというのがよくわかったなというふうに思いますけれども、ちなみに、まだ続けても大丈夫ですかね。

附属機関条例を設置してこのような体制になってから初めて調査委員会が立ち上がったというふうにお伺いしたんですけれども、これまで網走市では重大事案とされる案件は今回までなかったということなんですかね。

○高橋善彦学校教育課長 はい、重大事態として取り扱う案件は、これまではなかったということでございます。

○金兵智則委員 重大事案と認定するためには、2つ、体や心に重大な被害が生じた場合等というところと、不登校が年間30日を超えると重大事案にするっていうような、ありましたよね。

網走市いじめ防止基本方針というのが、同じく令和元年11月にできていますよね。

それを基準にすると重大事案に認定しなきゃいけない事案はなかったということなんですね。

年間30日を超えるような不登校もなかったですし、心身や身体に被害をもたらすような案件はこれ

までなかったんですね、間違いなく。

○高橋善彦学校教育課長 そうですね、不登校の30日という部分に絡んでいえばあれですけども、そのいじめに絡めてということであれば、今まではなかったというようなことでございます。

○金兵智則委員 重大事案の認定ってどこがするんですか。

○高橋善彦学校教育課長 学校からですね、いろいろとそういった報告がございまして、学校、教育委員会で、その重大事態ではないかというような、要は重大事案の疑いがあるというようなことを受けまして、常設されておりますいじめ問題専門委員会の御意見を伺うというような形で進めております。

○金兵智則委員 これまで専門委員会ってどれくらい開かれているんですか。

○高橋善彦学校教育課長 専門委員会はですね、設置後、開かれたのは3月ですね、今回のこの3月に初めて開かれたというような形でございます。

○金兵智則委員 何かちょっとおかしくないですか。

重大事案かを決めるかどうかを最後専門委員会に諮ると言っているのに、その専門委員会すら諮られない案件が今までだったということなんですね、そうしたら。

そこに専門委員会に諮るまでもない状況のものばかりだったということなんですかね。

専門委員会で諮ってこれは重大事案じゃないねって言うなら僕らも理解できるんですけども、今まで開いたことないって、令和元年から。それで重大事案はありませんっておかしくないですか。

そうしたら教育委員会の判断ですね、最終的には。教育委員会が重大事案かどうかを判断する最終決定機関に今まではなっていたということですね。

専門委員会に聞いてないんですからね。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、金兵委員の質疑に対する答弁から。

○大垣正紀学校教育部次長 先ほど金兵委員のほうから御質問のありました、当市でいじめの重大事態がこれまでなかったのかということについてお答えしたいと思います。

結論から言うと、これまで学校からいじめの重大

事態の疑いがあるという事態については上がってきていません。

それについて説明させていただきます。

本来学校からは、いじめ防止対策基本方針に基づいて、いじめの件についてはたくさん上がってきているんです。上がってきている中で、学校はいじめの案件についてチームを組織して、その子の見守りとか、面談とか、聞き取りを行いながら、今、いじめがどういう状況かを把握します。

そして、そのいじめについて、3か月継続していなければ、それはいじめは解消されたというふうに判断をします。

また、保護者のほうもこの件について、学校の対応に理解を示した時点でいじめは解消したというふうになります。

ただ、いじめについて3か月以上継続されている、もしくは保護者がまだいじめが継続していると判断した上で、学校は再度調査をしていく中で、これについて、やっぱりいじめが継続されて解消されていないという場合につきまして、網走市のほうには、いじめの重大事態の疑いがあるということで上げてくることになります。

それが今までなかったということです。

今回につきましては、学校の判断で、今のよう継続的にも続いてきていること。

また、保護者からの意向があるということも含めて、いじめの重大事態の疑いがあるという判断のもと、委員会のほうではそのことを調査していくための専門委員会を立ち上げて、これが重大事態かどうかということ判断し、今回の経緯に至っているところでございます。

以上です。

○金兵智則委員 詳しく御答弁を頂いたのかなというふうに思いますけれども、そうしたら重大案件か否かっていうのは最初の段階で、学校のほうで判断するっていう言い方ですよ、今の言い方言えば。

○大垣正紀学校教育部次長 学校のほうで判断できるのは、いじめの重大事態の疑いがあるまでです。

○金兵智則委員 疑いがあるかないかを判断して、学校側が疑いがあるかないかっていう報告を教育委員会にするということですよ。

だから学校側で、重大事件の疑いがあるかどうかの判断をもうそこでしてしまっているんですよ。

それだといろいろ問題があるから専門委員という

のがあるんじゃないんですか。

だから、さっき専門委員会で最終的に決定するんだって言っていたわけであって、それを一つ一つ分析していかないと、本当の重大案件になって人が亡くなってしまうというようなことがあるから、こういうシステムも国がつくったんですよね。

その判断はどこかでしなくてはいけないんじゃない。

それを学校にさせて、それでは大丈夫ですってということになるということですか。

○大垣正紀学校教育部次長 学校のほうから重大事態の疑いがあると来た時点で、委員会のほうとしましては、まずその点について学校さんとよく話をし、再度いろいろな聞き取りをしていきます。

またこの件につきましては、教育局のほうにも報告しまして、局と学校と委員会で連携を取りながら重大事態の疑いがあることについて検討していきます。

ですので、学校だけで重大事態の疑いがあるということではなくて、その時点で詳しく調べていく中で、これはどうしても重大事態の疑いがあるというふうに委員会のほうで判断した場合に、改めて専門委員会のほうに上げて検討していくことになるかと思えます。

○金兵智則委員 今の話によると、例えばですよ、いじめを受けていた被害者の方々が、その学校から転校してしまったらその学校ではいじめがなくなるんですよ。そうしたら、それは重大事案にはもちろんならないわけですよ。そうしたら、それで教育委員会としてはその解決方法でいいという話になりませんか、その話だと。

だって重大事案の疑いとして学校側から上がってこないんですよ。3か月以上にならないんですよ、被害者の生徒がもういなくなっているんですから。

自分の身の保全のために学校を転校しているんですよ。そういう事案もありましたよね、たしか。そうしたら、それ重大事案にならないんじゃないですか。

ちゃんと一つ一つをちゃんと教育委員会で分析をして、それで専門委員会の判断を仰ぐというようなシステムにしてないからこういう事態が起こるんじゃないんですか。

それ間違っていないですか、やり方。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後1時05分休憩

午後1時06分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

○大垣正紀学校教育部次長 いじめが起きてから、重大事態の疑いがあるというこの間につきましては、決して学校それから委員会、何もしていないというわけではなくて、常に話を聞きながらやり取りをしながら、その対策について、また、被害者、保護者、生徒へのケアについて、継続的な指導、それから対策を取ってまいります。

その中で、例えば大きなことになり得ることについては、その都度情報共有しながら、その対策に努めているところでございます。

実際にその中で、どうしてももうこれは専門的知識の下にですね、この重大事態かどうかという判断を仰ぐために、それ以降専門委員会を立ち上げて、専門委員に確認というか、判断していただくことになっています。

○金兵智則委員 何もやっていないなんて一言も言っていないで、皆さんちゃんとやられているんだと思います。

そのやり方が今回こうやって重大事案で調査委員会を立ち上げるに当たって、いろんなそごが生まれてきているんじゃないんですかって、それを認識していますかって聞いているんです。さっきから。

もう多分、誤りはいっぱいあるんですよ。そごがいろんなところで出てきているんですよ。

5年前に、何でしたっけ、附属機関条例をつくって、いじめの基本方針をつくって、ただそのときは文書で出ていましたけれども、実際になってみたらそれでは対応し切れないものがたくさんあると。

ちゃんとやれてなかったっていう事実が今出てきているんじゃないんですかって聞いているんですよ。

○岩永雅浩教育長 今、金兵委員から指摘があった点については私たちも感じている部分はあります。

先ほども、この調査委員会の目的について、課長のほうから説明しましたがけれども、その調査の対象は学校の取組が十分だったのか、それを受けて教育委員会の対応はどうだったのか、さらに、今、御議論いただいている、教育委員会が報告を受け、それを専門委員会に諮り、調査委員会の仕組みがどうなっていたのかっていうことについても、是正すべきところがあれば是正しなければいけないと思いますし、そこは調査委員会でも調査対象というふうに

我々も受け止めておりますので、その結論を待って
是正していきたいなというふうに感じています。

○金兵智則委員 そこも調査委員会の対象なので調査委員会を待ってって、もうここまで来るのにそごがあったわけじゃないですか。

そごなんですよ、そもそも。

本当に重大案件がこれだけだったのかっていうのもう1回振り返ってみたら、多分何件か重大案件って言われるものももしかしてあるかもしれないですよ。

今までのやり方では出てこなかったけれども、本当にルールどおりにやっていたら、重大案件に該当するものがあつたかもしれないです。

でも、それがもうここで、今までのやり方だと、それがあぶり出されていないっていうことがわかつたんですから、調査委員会の調査を待つのではなくて、直せるところからどンドンどンドン直していかないと、調査委員会を待っている間に同じことがあつたらまた同じことになりますよ。

違いますか、教育長。

○岩永雅浩教育長 おっしゃるとおり、我々がここはすぐに直せるな、是正できるなという点についてはもちろん直していきたいと思いますが、全体的な、いわゆる手続ですとかが法に合致しているのか、それが適切に運用されているのかっていうのを客観的に見ていただく必要があるというふうに思っていますので、全体的な立てつけの見直しについては調査委員会の指摘を待ちたいという意味で答弁をさせていただきました。

○金兵智則委員 これ基本方針って法律に基づいて多分つくつたんだと思うんです。

重大事態に当たることには2点ありましたよね。それを照らし合わせていったときに、多分重大事態に当たるものはもうあるんじゃないかなと僕自身は思っています。

30日っていうところ、これ多分両方とも該当しなきゃいけないんっていうことは法律には書いてないはずなので、どちらかに該当すれば重大事態になるはずなんです。

それはもう既に、この法律を受け取つた網走市を立てつけとしてずれているんだなと僕は思うんですよ。

それを、調査委員会を待ってしまうと、本当にこの間にもしあつたらまた同じことになりますよ。同じこと言われますよ、これ。

委員会でもた補正を組んできたら。

そこは、やれることは順次やっていかなきゃいけないんだと思うんですよ。

それは多分、教育長、そういうことで、そういう理解をしたいというふうに思いますけれども、どうですか。

○岩永雅浩教育長 そのように理解しています。

○金兵智則委員 なので、そこは早急にやれることは是正をしてください。

これまでと同じやり方だと見逃す事態が出てきます。はっきり言わせてもらいます。

それでお伺いしたいんですけれども、これも多分初めてのことなのでちょっと疑問に思うことなんですけれども、これ調査委員会が立ち上がってから補正予算っていうのにちょっと疑問なんですよ。

普通は、調査委員会が始まるから補正予算を組ませてくださっていうのが、通常の流れじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○高橋善彦学校教育課長 御指摘のとおりですね、もともと予算を組んでおりというようなところではあるかと思うんですけれども、今回このいじめ対策事業に関しましては、その専門委員会委員のですね、報酬経費なども計上されておりましたことから、調査委員会がそこに移行して、今回第1回目を終了しておりますけれども、その経費については、その事業の中でですね、流用してまかなえることができるということで行ったという経過がございます。

○金兵智則委員 なるほど。おっしゃられていることはわからなくはないですけれども、それではうまくいかないっていうことはもう目に見えていたわけじゃないですか。

そうしたら、やっぱりある程度のは先に普通は組むものなんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、違いますかね。

○高橋善彦学校教育課長 委員御指摘のとおりですね、当初からですね、こういったことを想定した上での予算措置というのが必要になるものと感じてございます。

○金兵智則委員 これもちょっと是正しなきゃいけない部分の一つなんじゃないかなと僕は思います。

それで、結局のところですね、5年前ですか、附属機関条例を設置したときにこの中ではやっぱり賄い切れないので、今回このような苦肉の補正予算になったんだというふうに思うんですよ。

多分今後同じことがあったときには、このやり方をしていくということが本当に正しいのか、もうちょっとやり方的に附属機関としてなのか、それはちょっとわからないですけども、特別公務員扱いとかっていうことになるのかどうかかわらないですけども、そういったやり方もいま一度考えなきゃいけないんじゃないかなと思いますがいかがですか。

○高橋善彦学校教育課長 委員おっしゃるとおりですね、このやり方につきましては様々な方法があるということは承知しております。

今回時間がない中でですね、一応こういった形で今進めているわけでございますけれども、そういった様々なやり方をですね、他市の状況などをですね、いろいろと研究しながら是正できるところは是正をしてですね、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 時間がない中でというのもありましたけれども、前回4月の委員会でも言わせてもらいましたけれども、やっぱり連携不足だったんだと思います。

4月の委員会でも言わせてもらいましたけれども、最後2月の案件については、学校との連携がもう少しうまく取れていれば起きなかったんじゃないかっていうようなことも言わせてもらいましたけれども、そこが連携不足だったからこそ、どんどん時間だけが経過してしまって時間がなくなっているわけですね。

先ほど古都委員からもありましたけれども、人が亡くなったという最悪の事態だけは防げたわけですから、今回のことについて教育委員会の中では大いにいろんな意味で反省をし、組み立て直さなきゃいけないところをあぶり出し、早急に組み立て直して、次がないことを願いますけれども、もちろんいじめですからね、次の調査委員会というものが立ち上がらないことを願いますけれども、次に、もし方が一そういうことがあったときには、きちんとした対応が取れるようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 それではほかに質疑ございますか。

○栗田政男委員 それぞれ議論を聞いていたので内容については理解したつもりですが、しばらくぶりのこの所管なので確認しますけれども、教育委員

会、僕が今見ている限り、この案件に関してちゃんとやっているのかなっていうのをどうもいつも感じるんですけども。これもそれこそ4月の委員会でも出ていましたけれども、どういう立ち位置で、どういうふうに取り組んでいくっていうのがいまいちこう何て言うのかな、積極性が全然見えないんですけども、それについて見解があったら教えてください。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後1時18分休憩

午後1時18分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

栗田委員の質疑に対する答弁から。

○高橋善彦学校教育課長 失礼いたしました。

取組でございますけれども、いじめ防止対策推進法や網走市いじめ防止基本方針に基づきですね、今後こういったようなことが起こらないようにですね、この案件について進めていきたいというふうに思っております。

○栗田政男委員 何かこの設置された委員会も、僕は形だけつくっているようにしか感じないんですね。

本当に魂の入ったものであるのかなっていう疑問を感じるのは、いろんな質疑のやり取りを聞いていて感じるんです。

それで、弁護士のギャラにしても、それが正当かっていうとね、あまりにも高額過ぎるし、この全体予算が今回1,000万のあれですよ。

本当に必要で、どうしてもやらなくちゃいけないものであれば、当然、最終的に命に関わる案件ですから必要ではあると思うんですけども、どうも答弁を聞いていても、安直に、少し難しくなったから上乘せしなくちゃいけないねみたいな、それで本当に役所としての積算根拠になっているんでしょうかね。

今までのやり方じゃ少な過ぎるからって、そういう話ではないような気がするし、こういう案件というのは、我々国民、市民が、ある面でボランティア的に取り組んで、必死に子供たちの生命を守るといった大切な義務がある案件ですから、そういう意味からするとギャラ在りきで、弁護士だからそれだけ、到底考えられないような高額なギャラが支払われるわけですよ。

それでその弁護士がその専門家であったり、知見がすばらしかったり、いろんなことに対してアドバ

イスもしっかりとした成果の出ると予想されるのであればいいんですが、答弁を聞いても、いやいやそんな専門家ではなくても弁護士ですから、司法試験に受かっていますからみたいな話ではどういうことなのかなって、意味がよくわからないで僕は聞いているんですけども、その辺、原課としての認識をもう一度伺いたいんですが。

○高橋善彦学校教育課長 弁護士への委託料の単価ですけれども、確かに相場感で言いますと高いといったようなイメージはあるかと思えます。

しかしながら他市の状況をですね、確認した中でいけば、同程度もしくはさらにお支払いをしているというような例もお聞きしております。

一方で、今回調査を担っていただく委員の方につきましても、そういった中でいじめの調査といったところの経験はないというふうに向っておりますけれども、他の弁護士会の方ですとか、そういったところの弁護士の先生の御意見なども伺える環境にあると向っておりますので、そういった中でしっかりと対応していただけるものというふうな認識をしております。

○栗田政男委員 同じことなのでね、それ以上言いませんが、高額だっていうことを指摘していますし、高ければいいっていうものではないと思えます。

先ほど言ったように、みんなの力でしっかり取り組んでいかなくちゃいけないことですから、逆に言うと、市民の皆さんの中にもいろんな有識者がたくさんいらっしゃいますし、いろんなことで協力してくれる方はいると思えます。

ともかくにも言い訳ばかりで、これ何のためにやるかって、再発しちゃいけないんですよ。

網走の中でももう二度といじめを出さないよっていう真剣な取組の中で、絶対に出さないという本当に真摯な姿勢が教育委員会にないと学校にも伝わらないですし、もちろん学校の内部がもっともっと厳しく、自分たちで一時的な責任が学校にありますから、そこの監督責任が必ずあるわけですから、そういうことが伝わっていかないと思うんですよ。

みんな責任をなすり合ったり、各委員会でやっているから、それで時間があまりにもかかり過ぎますよね。

このスケジュールでいくと本当に1年かかってしまう。

その間にどんどん薄れていって、だんだん風化し

ていって、本当の意味から薄れてくるんじゃないかって。もっとスピード感をもって、これを進めることできないんでしょうかね。

○高橋善彦学校教育課長 調査の期間につきましては来年の3月までというようなことで想定はしておりますけれども、こちらといたしましてもできるだけ早くですね、調査結果を出していただきたいというふうには考えてございますけれども、何分関係者が多いといったところもございます。まだ実際の調査が始まっておりませんので、それが3月、4月を超えてしまうとかそういったようなこともあり得るかもしれませんが、こちらとしては、できるだけ早くに調査のほうを終了していただければというふうには考えてございます。

○栗田政男委員 その間教育委員会の取組はどういうふうに。その当然事務局をやられるみたいなので、その間には積極的な教育委員会としての動きっていうのは、ほかの部分でもあるんでしょうか。

○高橋善彦学校教育課長 調査委員会の調査と並行してですね、調査委員会に全てを丸投げというようなことではございませんので、これまでどおり学校と連携を図りながらですね、学校の状況などを確認していくと、そういったようなことに努めていきたいというふうに思っています。

重ねて、先ほど金兵委員のほうからもおっしゃられたように、すぐにでも直せるようなところはですね、直していくという多様な視点を持ちながらですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 それ以上言っても同じなのでね、言いませんが、一番問題なのは加害者側の子ども、被害者側の子ども、両方とも傷ついているんです。

そういう心のケアをしっかりとね。

僕は今回の案件で感じたのは、重大で発表する、発表しない基準がどこにあるのか知りませんが、全国的に発表してしまったと。

それによって網走って何かメリットがあったのかなって、僕は今でも疑問に思っています。

なぜそんなことを発表しなきゃ、発表することによって何かメリットがあったのかなって。

発表しなくちゃいけない、真実を出さなくちゃいけない、いろんなことがうたわわれているのかもしれない、どっかに。

それにしてもいろいろやり方ってあったんじゃないかなというふうに思いますし、ともかくにも、

大人の目線じゃなくてそこには子供が加入してくるし、今回の調査に当たっても、子供たちをまた再調査していくような方法になると思うんですね。

それによって、そんなに気持ちのいいものでもないでしょうし、かなり前のこと、1年前以上も前のことも聞かなくちゃいけない、記憶が薄れている部分もあるかもしれない。

いろんなことで、その辺の配慮をね、特段の配慮を持ちながらやっていくっていうのは十分に、これは教育委員会としてしっかり指導していったほうがいいと思います。

そうしないと傷つくのは最終的に子供たちですから。

もちろん二度とこんな案件がないように、こういう委員会が立ち上がらないように、金兵委員も言っていました、そういう網走市であってほしいという、その一助として今回の在り方っていうのをしっかりと見届けたいと思いますので、しっかりとした報告をいただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 すみません、先ほどの金兵委員のやり取りでちょっと気になった部分があったんですけども、まず学校で何か問題、そうしたいじめの問題が起きたときに、学校側が重大事態の疑いがあるというので、教育委員会に報告を上げた上で、その中で協議するということなんですかね。

○大垣正紀学校教育部次長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○古都宣裕委員 申し訳ない、今回私がちょっと個人的に調査して、該当の学校とかも伺った中では、今回の3件とされる事件の内の2件はそのような報告をしているんですけども、もう1件に対しては私どもはそういった報告の仕方で上げてはいないという話を聞いたんですね。

ということは重大事態の疑いとして報告されてない中で、重大事態というふうな認定に至っているんですね。

どういう経緯なんですか。

○大垣正紀学校教育部次長 重大事態の疑いにつきましては、基本的にはその学校がいじめを認定してから、一定期間、指導それから調査していく中で、どうしても解決できないということ、もしくはもう一つの中に、いわゆる児童生徒の保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申立てがあったと

きは、重大事態としての発生の疑いがあるということで連絡が来て、受けるということになっています。

○古都宣裕委員 学校を通さずに、該当の保護者が教育委員会に対してそういう申立てが来た場合は、そういう調査になるということなんでしょうか。

○大垣正紀学校教育部次長 はい、そのような場合もございます。

○古都宣裕委員 わかりました。

もう1点、先ほど弁護士費用の中で1日3時間という話で、弁護士さんは北見の方だと思うんですけども、この3時間の中にこちらまで来る交通の時間とかが含まれるんですか。

もし含まれるんだったら実質調査の時間って1時間ちょっとぐらいな感じになっちゃうんですけども。

○高橋善彦学校教育課長 弁護士のですね、移動費用につきましてはこの時間に含んでおりません。

その部分に関しては費用弁償というような形で見ておりますので、あくまでもその調査、それに係る事務をした部分に関して、時間当たりの単価というような考え方でございます。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは次に進みます。

次に、議案第1号中、スポーツ振興事業体育器具整備事業について説明を求めます。

○大西広幸スポーツ課長 議案資料26ページを御覧ください。

令和5年度一般会計スポーツ振興費、体育器具整備事業の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、トレーニング器具整備に対するスポーツ振興くじ助成金、通称totoの交付決定に伴いまして、その財源を補正するものでございます。

補正額についてですが、歳入では諸収入として127万4,000円の追加補正を行うものでございます。

これに伴いまして、一般財源の所要額が127万4,000円の減額となります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 今回、導入される器具はどういっ

たものになるか質問いたします。

○大西広幸スポーツ課長 トレーニング室内のスミスマシンというマシンになりますが、初心者でも、バーベルのトレーニングがしやすい、ガイドつきのトレーニング器具となっております、初心者の方も安心して使える器具となっております。

○古都宣裕委員 網走市のトレーニング室というのか、ほかのジム等に比べてかなり安価で充実されているのは、私もたまに利用するので存じているんですけども、一方で、網走はかなり合宿地としての力を入れていると認識しております。

こうした器具の充実というのもそういった一助になるのかなと思うんですけども、体を振動させて、マッサージ効果が高いような器具というのが高価なんですけれどもありまして、そういった器具を導入して、合宿誘致の一助につながるようなケアの部分とした、そういった器具の充実も図っていくことが大事だと思うんですけども見解をお聞かせください。

○大西広幸スポーツ課長 今委員がおっしゃった器具につきましては、昨年、先進地を視察した際に新しいトレーニング室で導入されているのは私も見ております。

確かに高額なものですが、体のケアとしてはいいものであるし、合宿の皆さんも活用できるのかなと思います。

ただ、今年度これから陸上等合宿が始まりますので、その辺は各チームの皆さんにもこのような器具があったら活用できるかということも含めて確認しまして、今後、導入について検討したいと思っております。

○古都宣裕委員 オリンピック等でも導入されていたりとかしながらも、器具が高額なものちょっとわかっているんですけども、その上で、市民の健康増進という部分で、どちらも使えるという意味では、しっかりとそうした部分、先進的なマシンというのも導入も検討していただきたいと思っております。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古田純也委員 今回更新されるスミスマシンというのは、使用期間どのぐらい使われていたのでしょうか。

○大西広幸スポーツ課長 今回更新するマシンにつきましては平成13年に購入したものとなっております、22年ほど経過したものとなります。

○古田純也委員 更新後、このマシンというのはどうされるんですか。

○大西広幸スポーツ課長 この更新に至った経過としましても補修等、故障も発生しておりましたので、古い機械、入替える機械については廃棄するという形になります。

○古田純也委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではほかに質疑がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、教育委員会関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に、議案第2号網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○里見達也学校教育課参事 それでは議案資料の27ページを御覧願います。

網走市附属機関条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、潮見小学校に通級指導教室が新規に開設されたこと、及び近年の教育相談件数の増加に伴いまして、網走市教育支援委員会の定数の見直しを行うため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、当該条例の別表で規定しております、同委員会の委員定数につきまして、現行20人以内のところを25人以内に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、令和5年7月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○金兵智則委員 20人以内ということで定数になっていますけれども、今実際何人いらっしゃいますか。

○里見達也学校教育課参事 現行の委員につきましては20名でございます。

○金兵智則委員 マックス20名いる中で、なかなか

20人じゃ厳しいよということで25人ということな
んですけれども、足りませんか、大丈夫ですか。

○里見達也学校教育課参事 今の金兵委員のお話で
ございますが、今回の委員定数の見直しに関しまし
ては、先ほど申し上げましたとおり、潮見小学校に
新たに通級指導教室が開設されたということござ
いまして、具体的には、その担当の障害児教育担当
の先生が新たに委員に就くことになります。

また、足りるかというお話につきましては、教育
相談件数、これからも増えていくことが想定をされ
ますので、その案件と合わせて今後推移を見ながら
ですね、委員の数については引き続き検討してい
きたいと思っております。

○金兵智則委員 わかりました。

また、条例改正を含めてという御説明だったと思
うんですけれども、多分結構厳しくなってきましたよ
ね、相談件数は今後は間違いなく。子供の数は減っ
ていきますけれども、相談件数、結構増えていくん
じゃないかって予測されていますので、以内になっ
ていたので、もっと大幅でもよかったのかなとちょ
っと思ったものですからお伺いしましたけれども、
またその都度、対応していただければというふうに
思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第2号網走市附属機関条例の一部を改正する
条例制定については、全会一致により原案可決すべ
きものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩い
たします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、請願の審査を行います。

令和4年9月8日に開催された代表者会議、その
後の議会運営委員会において、議会先例、事例、申
し合わせ事項106として、次のように取り扱うこと
が決定されております。

(1) 請願陳情は、原則として付託された定例会
の委員会において、会期中に審査するものとする。

(2) 上記にかかわらず、閉会中継続審査された
請願、陳情は、原則として、次回の定例会までに審

査を終了するものとし、それができない場合でも、
付託以後1年以内のいずれかの定例会において審査
が終了するよう努めるものとし、結審に至らない当
該案件は審議未了として取り扱うものとする。

代表者会議では、提出後1年以内に開催されるい
ずれかの定例会で2回審議を行い、結審がつかない
ものは審議未了、廃案として取り扱うことで決定し
ているため、今回結審つかないものは次回の定例会
以降に再度要審議といたします。

それでは、まず初めに、請願第3号道教委「これ
からの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し
すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育
を求める意見書提出についての請願について審査い
たします。

この請願について委員の皆さんの御見解をお示し
いただきたいと思っております。

○金兵智則委員 こちらの請願ですけれども、毎年
出てきている請願ではあるのかなと思っております
けれども、通ったり、通らなかつたりという状況ござ
いますけれども、やっぱり子供たちがですね、人数は
減っていつている状況とはいえですね、やっぱりそ
の地方で高校が近くにないといったような、生まれ
たところでそこに差異がなるべく出ないようにする
というのがやっぱり基本だというふうに思いますの
で、これはぜひとも採択という方向で進んでいい
いただきたいなと思っております。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

○古田純也委員 授業の質を高めるためには、やは
り35人学級が適しているんじゃないのかなって
意見もあり、30人以下に下げるといことは……。

○永本浩子委員長 古田委員、現在行っている請願
はその内容ではございません。

〔「記にあるよ」と呼ぶ者あり〕

ありましたか。

失礼いたしました。

○古田純也委員 よろしいですか。

30人以下に急遽するということは、やはりこち
ら、地域にも格差があると思っておりますけれども、都市
圏内で言うならいろいろと教室を増やす問題やま
た、教員の数を増やさなきゃいけないといういろ
んな問題があると思っておりますので、この辺は少しち
よっと慎重に考えるべきということで、継続です。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

○里見哲也委員 請願にあるように豊かな学びを求
める指針には異論はないんですけれども、古田委員

からもありましたように、この人数の部分でいうと30人以下に引き下げることという請願になっていますが、現行法の40人からこの請願の30人以下に引き下げるとするのは、ちょっとこれに対応する教員や教室などの現実面を考えると、ちょっと極端かなというふうに考える部分もあって、これについては、網走市議会としてこの請願を採択するには、網走の現状とマッチしていないように感じますので、継続ということをお願いしたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかにいかがですか。

○古都宣裕委員 請願内容、精査しましたところ、これはもう、今現在、網走で何か高校がなくなるとかっていう話では今現在は無いんですけども、こうなったらいいだろうなという理想の部分も大きく関係しているんだと思います。

30人以下できめ細かく見られる状況というのはいま本当にいいことだと思いますし、別に、今現在、そういう方向を持ってほしいという願意を酌み取った上では、可決していいのではないかなと私は思います。

○永本浩子委員長 採択ということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに。

○栗田政男委員 毎年本当に、毎年上がっている案件です。

道教委の考え方というのは画一的に人数で、間口をどんどん絞って行って、コスト重視ですよ。

近隣では小清水高校がなくなり、留辺蘂高校は多分募集停止になるというお話です。ということはいずれ閉校。

どんどん地方で学習する環境がなくなっていきますよ。

日本全体を見ても、やっぱり教育に対する意識が薄過ぎる。

国家としても、行政としても、全てに薄過ぎる。そういうふうに感じます。

少ないっていうのもいろんな判断基準はあると思いますし、ある程度人数が必要かってなるので、前は35とうたっていたような気がするんですが、今30人ぐらいでいこうという話なので、やはり教育っていうのはお金には代えられない、代えがたいすばらしいものですから、国家に反映させるのが僕は教育と思っているので、そういう意味からするとぜひともこういう請願というのは末永くきっちりと言い続けていくことが大事だと思うので、誰が出している

とか、出していないとかってそういう政治的な判断は全く無視して、しっかりやりたいと思います。

賛成です。

○永本浩子委員長 ほかにいかがですか。

○村椿敏章委員 私もこの請願については採択すべきだと思います。

この間小清水高校など様々な地域でなくなってきましたが、地域に高校がなくなることによって子供たちが伸び伸びと過ごしていけない、そういう状況、衰退もしますし、やはり高校を残していく方策としては30人学級ということも検討していくべきだと思いますし、採択すべきだと思います。

○永本浩子委員長 それでは、皆様から御意見いただきましたけれども……、金兵委員。

○金兵智則委員 やっぱり教育の分野ですから、なるべくという栗田委員からのお話もありましたし、今の継続とおっしゃられている方々、この30人学級のところだけがどうしても言うのであれば、ここを削除した上でも、なるべく通していくっていうことを考えていくべきだというふうに思います。

そこだけなら記の2番を削除した上でも、豊かな学びを保障する高校教育を求める請願ですので、通していくという方向を見出していく必要があるんじゃないかなと思いますけれども。

○永本浩子委員長 今、金兵委員のほうから、文言整理をした上で通してはいかがかという御意見が出ましたけれども、継続ということでした古田委員、里見委員、御意見いかがでしょうか。

○古田純也委員 一応会派としての意見で持ってきたので、その辺は……ちょっと私のほうではちょっと何も言えないんですけども。

○金兵智則委員 会派の代表として座られているのはわかりますけれども、委員会に出席されている方は責任を持って判断していただかなきゃいけないと思いますし、先ほどの話を聞いている限りこの2番だけがお二方とも引っかかっているのであれば、そこを削除しても通すのは、やっぱり網走として教育をしっかり維持していこうという意思表示にもなると思うので、そこは、そういう方向で進めていただきたいなというふうに思います。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時52分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

金兵委員の2番を削除して提出ということではい

かがでしょうかという意見に対する御意見、いかがでしょうか。

○古田純也委員 2番の「30人以下に引き下げる」ということを削除で、私たちは採択させていただきます。

○里見哲也委員 同様の意見になりますけれども、今の30人以下というこの項目を削除で、採択でお願いいたします。

○永本浩子委員長 それでは意見の一致を見ましたので、請願第3号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

意見書としては、2番を削除した形で出させていただきます。

○永本浩子委員長 それでは、次に、請願第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についての請願について審査いたします。

この請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○金兵智則委員 こちらも今度、義務教育バージョンと言ったらいいのかわからないですけれども、毎回、毎年出てきているものなのかなというふうに思います。

やっぱり子供たちの教育を守るといった観点から、これも採択の方向で進めていただきたいなというふうには思っております。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

○古田純也委員 こちらも先ほどと同様な項目がありますので、どうしてもこれ30人以下学級というところが先ほどと同じ意見ですので、継続で。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

○里見哲也委員 この点、先ほどの人数の部分とは同じような内容がありますけれども、義務教育の費用負担について、国と道の負担ですか、市町村とは別の部分があるのかなど。学校の設置運営は市町村かと思っておりますけれども、そういう意味でちょっと継続というふうに会派ではまとまっているものですから、ちょっとこれについては人数とは別の部分の中で持ち帰りたいって言いますか、継続でお願いした

いなというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに。

○古都宣裕委員 願意としては、先ほどと同じような中で、ある程度賛同できる場所ではありますが、私としてはこの記の第5「朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を実現すること」、この部分がどうしても……今朝鮮学校というのが、反日教育がされているという部分と国に認められていない。そしてまた、歴史として北朝鮮の拉致に関係したという方が実際に捕まっておりますし、また現在も国際指名手配になっているような方がいるようなところでもあります。

という観点から見ても、ここを削除しない限りは賛同できません。

○栗田政男委員 いろいろ考え方、イデオロギーが違いますからわかるような気がしますので、できるだけ僕は通したいので、やっぱり国家を挙げて教育には力を入れるべきだというふうに思っているの、そういう観点から削除できる場所は削除して、折り合いをつけていければ幸いだというふうに思っています。

取りあえず採択です。

○永本浩子委員長 ほかに。

○村椿敏章委員 私たちの会派は毎年ですけれども、これは採択すべきと考えます。

子供たちが減ってきているのと、それから子供たちの教育を保障するという面では30人以下学級というのも必要だと、今35人にほとんどなりそうな状況ですから、30人を目指していくという運動も必要だと思いますので、採択すべきと考えます。

○永本浩子委員長 それでは意見が分かれた……。

○金兵智則委員 何点かお話をさせていただきます。

まず5点目については、これはこれまでの委員会の中ではですね、削除する方向だったら通せますよというような意見があったときには対応していただいたので、皆さんがもしここがなければと言うのであれば、古都委員からそのようなお話が出ていましたので、それで御理解を頂けるならそれもアリかなというふうに思いますし、古田委員から出ていました「30人」という文言が入っているのっておっしゃられていましたけれども、一応さっきと違うのはですね、さっきは30人以下に引き下げることという記だったんですよね。

今回ですね、よく読んでいただければわかるので

すけれども、30人以下学級の早期実現に向けて、順次回答するように求めますと、30人以下を目指しましょうよという言い方ですので、そこが「30人」という人数があるから駄目なのであれば、今よりも少人数に向けてというような言い方だってできるわけで、「30人」があるから継続というのであれば、ちょっとその辺もなるべく通すということを考えれば検討いただきたいというふうに思います。

あと、里見委員についてなんですけれども、ちょっと何が理由だったのかよくわからなかったのですが、もしよかったらもう一度御説明いただけたらというふうに思うんですけれども。

○里見哲也委員 これちょっと私の認識が間違っていれば、この議会の中で直していただくのも変なのですが、義務教育の費用負担ですね、国の負担と道の負担ということで、市町村については学校の設置運営を担っているという認識だったものですから。ですから、国と道の費用負担の割合のことについて市議会で請願を出すのはいかがなものかなという、これは疑問ですけれども、そういった意味でちょっと持ち帰って継続したいなというふうに思った次第です。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時06分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

金兵委員からのただいま提案がありましたけれども、その提案に対して文言整理をした上で、採択できるかどうかということで、まず、古都委員、記の5を削除すれば採択ということでも大丈夫かどうか、御意見をお伺いいたします。

○古都宣裕委員 5番の後半の部分を削除していただけるのであれば、賛同いたします。

○永本浩子委員長 それでは、古田委員、人数についてはいかがでしょうか。

○古田純也委員 ここのところ以前も通ったという話も聞きましたので、今よりも少人数学級に向けてということで、言葉を変えていただければ採択させていただきます。

○永本浩子委員長 それでは、里見委員。

○里見哲也委員 さっきの国と道の負担の部分、私之不勉強もありまして今理解させていただきました。

内容につきまして持ち帰ってというお話をしたのは実は5番のところ、ちょっと詰めてと思ったんで

すけれども、削除できるということの中で出せるのであれば、ここと、あと2番の人数のところ。根っこは同じなものですから、教員とか教室っていうところもあつたんですけれども、ここを調整して出させていただくということの中で採択したいと思います。

○金兵智則委員 改めて最後に確認をさせていただきたいんですけれども、5番の部分についてなんですけれども、今お話伺ったところによると、古都委員は後半の部分というふうにおっしゃられていたので、「高校授業料無償制度への所得制限撤廃するよう要請します」という部分についてはオーケーだということとお話と、今最後里見委員は5番をっていうところだったので、結局どういう整理になるのかの確認だけ最後させていただきたいなと思ったんですけれども。

○永本浩子委員長 それでは、里見委員。

○里見哲也委員 すみません、文章の中の半分というのもありなんです。

そうであれば後半だけで採択をお願いします。

○永本浩子委員長 古都委員もそれでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、いろいろと御意見まとめましたので、それではお諮りいたします。

請願第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についての請願については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

意見書提出の際は、「30人以下学級」のところを「小人数学級」と変更し、そして、2番の記の「30人以下学級」もタイトルとともにそのように変更、そして5番に関しては、後半の朝鮮学校のところを削除するというので意見書を文言整理した上で、提出するというのでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○永本浩子委員長 それでは、次に、請願第6号あばしり子ども未来支援条例の制定を求める請願について審査いたします。

この請願について委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

○金兵智則委員 網走の大切な大切な財産である子供たちを守っていかうという請願なのかなと、そのための条例をつくってくださいという請願になるんですけども、条例の策定に進むに当たってはやはり教育委員会や市長部局の御協力を仰ぎながら、忙しいと思いますけれども、御協力を仰がなきゃいけないのかなというふうに思いますけれども、やっぱり国のほうでも今、少子化対策、子育て支援というのを異次元という言葉を使って発せられていますし、今網走の水谷市長もですね、子供政策に力を入れていくといったこのタイミングでですね、こういった条例の制定を目指すという請願でございますので、ぜひとも採択というほうに進んでいただけたらなというふうに思います。

○永本浩子委員長 そのほか御意見いかがでしょうか。

○里見哲也委員 これ、総務のほうにかかった請願第5号網走まちづくり条例との兼ね合いがある、私の中ではあるんですけども、これは今回請願第6号あばしり子ども未来支援条例、条例ではなくてですね、具体的な政策っていうのを現行の市議会、我々にですね、図るべきではないだろうかというふうに意見を持っております。

ですから、請願第5号はまた別の機会にというのはあるんですが、この第6号につきましてもですね、条例を決めることを先行してここで諮るよりはですね、やりたいことがあるものをすぐ実行に移せるであろう具体的な政策を市議会に諮るべきと考えて、条例制定を先行とするこの考えについては、不採択でお願いしたいと思います。

○古都宣裕委員 多分僕は里見委員と願意の受け取り方が違うのかなと思うんですけども、今いじめ問題とかもある中で、網走市として市民と行政と議会が一体となって、子供の未来を守るような条例をつくっていかうというお願いだと思っておりますよ。

それはもう確かにそのとおりでと思うので、私は採択の方向で考えております。

○永本浩子委員長 ほかにいかがですか。

○古田純也委員 私は、やはり条例の制定には慎重にやるべきだと思います。

どうしても行政が、子供の教育やそれから家庭の在り方を一方的に押しつけるイメージが、僕にはちょっとあるので、ここは慎重にやるべきだと思いますので、一旦継続で。

○永本浩子委員長 ほかにいかがですか。

○村椿敏章委員 請願の内容の中で、やはりこの少子高齢化、網走もどんどん減っていますよね。

今回、学校給食も無償化されることになりましたし、さらに子供を育てやすい、そういう網走を目指していくっていう意味で、やはり条例を一つ制定してですね、そして網走の子育てに対する本気度を示してくっていうか、そういうものになっていけばいいなと思っておりますので、採択ということです。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

○栗田政男委員 政治家の大先輩の方に御指導いただいて、こういう形で上がってきているんですが、すごく重たいような僕は気がします。

そういう意味からすると、もし取り組むにしても、多岐にわたって我々がしっかりと調査研究なくちゃいけないんじゃないかなというふうに思って、その時間が欲しいなという気がします。

もう一つは、この条例もしかすると、ややもすると精神条例的なことになって、精神条例っていうのは、確かに条例ですから法律なんですけど、ややもするとあってもなくても同じものっていうような捉え方をしてしまうところもあるので、つくるからには僕は、条例はやっぱりしっかりとした取組をきちんと列記したものであるべきだというふうに思っているんで、精神条例的なものになるのであれば困るなという思いもあるので、ぜひともこれからこういう部分が、特に子供の案件ですから、網走にとって非常に未来につながる大事な部分です。

私たち議員も、これは理事者に頼ることなくね、我々も真剣に、できれば私たちの力でつくっていくべきではないかなというふうに思うので、そういう時間が欲しいという意味で継続をお願いしたいと思います。

○永本浩子委員長 それではお諮りいたします。

請願第6号あばしり子ども未来支援条例の制定を求める請願については、意見の一致を見なかったため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、ここで意見書案を配付いたしますので暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時19分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

休憩中に、意見書案を皆様のお手元に配らせてい

いただきました。

この内容でよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この2件に関しては意見書を送らせていただきます。

一つだけ、道教委に出す意見書ですけれども、提出先が北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長となっておりますが、法律上、北海道議会議長には意見書は出せませんので、教育長のほうに送った写しを道議会議長に渡していただくという形で、この意見書を届けたいと思っておりますので御承知おきください。

それでは、ここで理事者退出のため暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

それでは行政視察について御協議願いたいと思います。

まず最初に、行政視察を実施するか否か、決定していきたいと思っておりますけれども、皆さん御意見いかがでしょうか。

○金兵智則委員 コロナのほうも落ち着いて、今ちょっとはやっているみたいですが、2類から5類になったということもありますし、やはり現地でお話を聞いて現地の空気を感じながら、やはり勉強するというのは、やっぱりオンラインではね、そこまでいけないというところを両方経験してみてわかったところもありますので、ぜひともやはり行ける範囲の中で視察には行く方向で進めていただきたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかの皆さんよろしいでしょうか。

それでは、行政視察を行うということで決定したいと思います。

次に、日程、視察項目、視察先などを協議したいと思いますけれども、まず日程ですけれども、改選期の年は10月に実施するのが通例になっております。

ちなみに、今回、10月11日から14日が都市問題会議で研政会と希政会の方が出席する予定になっております。

10月24日から27日に全国市議会議長会研究フォーラムがあり、議長が出席ということで、この間は、ちょっと重なるメンバーがいるかと思っておりますので、

避けたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○栗田政男委員 都市問題会議は主に位置づけとしては新人の皆さんの研修がメインだったように感じているので、各会派の若い順番から、新しい順番からということだったと思います。

それはそうとして、議長は別に委員会配属になってないから遠慮しないで、議長が何かやっているときに私たちが出て行っても関係ないと思います。

○金兵智則委員 栗田委員おっしゃるとおりだとは思いますが、議長会フォーラムのほうにも何かしたら網走市議会として参加しませんかというような今、意見交換もされていますので、わざわざそこにぶつけることはないのかなというふうに思いますので、その辺の御配慮はお任せしたいなというふうに思います。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに御意見がないようでしたら、この週をできるだけ外してということで、10月の中で日程調整をしたいと思っておりますので、正副にらせていただく形でよろしいでしょうか。

それでは、次に視察項目、視察先などを協議したいと思いますけれども、今日の時点で何か具体的なものをお持ちの方がいらっしゃったらお願いいたします。

○古都宣裕委員 今日視察の議論があるということで、ちょっと調べてきております。

僕が今調べている中で、別に場所は固まってないんですけども、何件だろう、6市ほどの項目がありまして、愛知県岡崎市のフリースクールの取組、大阪市の学力向上支援チームの取組、宝塚市のスクールロイヤー、今いじめ問題もありましたので、弁護士と組んでやるという取組を行っているところ、大阪府寝屋川市の子供いじめ防止対策、福岡県久留米市の自殺対策事業、兵庫県淡路市の検診、受診率アップ作戦ということで、こちらはAI等を活用した受診率アップとかをやっている先進的なものを一応調べてきましたので、もしよろしければ御検討ください。

○永本浩子委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○栗田政男委員 私も調べました。

小松市、石川県ですね。

これは赤ちゃんの紙おむつを無償で配る事業、おむつ代ってすごくお金がかかるので、子育ての部分

で重要なウエートなので、おもしろいかなと思いました。

また、どうしても所管事務調査的なことになってしまうので、我々の所感を最優先で考えなくちゃいけないので、あれですね、鹿児島県指宿市のスポーツコミッション、キャンプだとか合宿だとか、ここは非常に積極的にやってらっしゃいます。

当市もラグビーではメッカと言われる地域ですから、そういう部分ではしっかりと学びたいなという部分で指宿市、これは鹿児島県です。

それとですね、十日町、これは新潟県ですね。

これもね、紙おむつなんですよ。

ただ、これまたちょっとごみのほうと絡むんですが、紙おむつの燃料化実証実験、当市にとっては非常にこれからの課題としては重要な部分なのかなっていう。

で、新潟にそのためだけに行くのかどうかっていうのは別にして、岩国市のほうではごみ焼却の事業やっていますが、前回の視察はごみ、ごみ、ごみということで、ごみ捨て場専門に回ったみたいなので、あんまりごみばかりっていうのもちょっと偏っているのかなっていう気がして、以上気になるところをその辺を調べてみましたので参考にさせていただければなというふうに思います。

○永本浩子委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

何かお持ちの委員さんいらっしゃいますでしょうか。

今お2人の委員さんからかなり具体的に、また、数多くの候補、視察項目を出していただきました。

ほかの委員さんも希望するものがあるかと思しますので、そしてまた視察先との調整等もいろいろありますので、できるだけ早く、視察先、視察項目を決めていきたいと思えます。

それで、今お持ちの方、それからこれからまたこんなところはどうだろうかという案をお持ちの方、一度ラインワークスの文教民生のところに簡単に結構ですので上げていただいて、そしてもう一度委員会をもって決定していきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

その委員会なのですけれども、できるだけ早目のほうがいいかと思ひまして、6月26日の月曜か、7月3日の月曜かどちらかと思っているんですけども、皆さんの御都合はいかがでしょう。

〔「3日」と呼ぶ者あり〕

7月3日の月曜日、午前10時から文教民生委員会をもって、そこで決定するというようお願いいたします。

事務局のほうから、過去の視察先もこれはサイドブックスに上げてくださっています。

また委員サロン、控室の本棚ラックに、令和5年度版全国都市の特色ある施策集、全国市議会議長会監修ということで、こういった本も置いてくださっているということなので参考にさせていただきたいと思ひます。

それでは、そういったことで、次回の委員会できちんと決定していきたいと思ひますので、よろしくようお願いいたします。

全体を通して何か各委員よりございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで文教民生委員会終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時30分閉会